令和7年第10回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月8日から12月17日（10日間）

日程	月　日	曜	開議時刻	会議・休会その他	
第１日	12月　8日	月	午前10時00分	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程・朗読・委員会付託
第２日	12月　9日	火		委員会	予算常任委員会
第３日	12月10日	水		委員会	総務産業建設常任委員会 教育厚生常任委員会
第４日	12月11日	木		休会	
第５日	12月12日	金		休会	
第６日	12月13日	土		休日	
第７日	12月14日	日		休日	
第８日	12月15日	月	午前10時00分	本会議	一般質問
第９日	12月16日	火	午前10時00分	本会議	一般質問
第10日	12月17日	水	午前10時00分	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開会（午前１０時００分）

開　　議

議長（市濱等）

ただいまから、令和７年第１０回能登町議会１２月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から１２月１７日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（市濱等）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

２番　小浦　肇議員、

４番　馬場　等議員を

指名いたします。

諸般の報告

議長（市濱等）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

今定例会議に、町長より別冊配付のとおり、議案２２件が提出されております。

また、令和７年８月、９月、１０月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（市濱等）

日程第３、議案第１０７号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第４号)」から、日程第２４、議案第１２８号「能登町副町長の選任について」までの２２件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田義法町長。

町長（吉田義法）

おはようございます。

令和７年第１０回能登町議会１２月定例会議の開会に当たり、議員各位には、町政運営にご理解を賜り、感謝を申し上げます。

本日、ここに提案いたしております議案につきまして、その大要と所信の一端をご説明申し上げます。

まず、当町の復旧・復興を一歩ずつ前へ進めるため、地域の声を直接伺う地区別住民懇談会を宇出津、柳田、松波、小木、鵜川の５会場で開催しました。多くの皆様にご参加いただき、率直なご意見、ご提案を賜りました。

今回の懇談会では、主要道路や公共施設等を含むインフラの復旧・復興の見通しのほか、行政と町民が一丸となって復旧・復興のまちづくりに取り組むことを説明させていただきました。この懇談会に限らず、ご意見等がございましたら各担当課にご連絡いただければと存じます。

議員各位、町民の皆様とともに、復旧・復興の加速と持続可能なまちづくりの実現に向け、建設的な議論と深いご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、先月１９日、県よりインフルエンザ警報が発令されております。町民の皆様におかれましては、流行期が続くことを踏まえ、手洗い、場面に応じたマスク着用、せきエチケット、定期的な換気など、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。発熱や喉の痛み、だるさ等の症状がある場合は、外出を控え、早めに医療機関を受診くださいますようお願いいたします。

また、１２月に入り、雪の予報も出てまいりました。先月、気象庁が発表した１２月から翌年２月までの３か月予報では、北陸地方の天候は「平年と同様に、曇りや雪、または雨の日が多い」と見込まれております。令和４年及び令

和５年１２月の大雪では、倒木に伴う停電などの被害も発生し、対応に苦慮したことも記憶に新しいところであります。町民の皆様におかれましては、早めの降雪への備えに加え、いついかなる災害にも対応できるよう、各ご家庭の事情に応じた食料、生活物資の備蓄をお願いいたします。

現在、令和８年度当初予算の編成期を迎えております。編成に当たりましては、前年度に引き続き、令和６年能登半島地震及び９月豪雨からの復旧・復興に全庁を挙げて取り組むこととしております。人的、財政面で厳しい状況にありますが、一日も早い日常の回復とさらなる発展に向け、能登町復興計画を着実に実行してまいります。あわせて、現在策定中の第３次能登町総合計画との整合を図りつつ、将来像と施策の優先順位を明確化し、町民の皆様の暮らしに確実に届くよう努めております。

町民の皆様並びに議員各位には、格別のご理解とお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、本日提案しました議案２２件についてご説明いたします。

議案第１０７号から第１０９号までは、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正であります。

議案第１０７号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第４号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４７億８８４万１，０００円を減額し、予算総額を６７５億５，６２０万９，０００円とするものであります。

主な補正の内容でありますが、災害廃棄物処理事業や農業機械再取得等支援事業等の復旧・復興費用の追加と決算見込みによる事業費の調整を行っております。

歳出から説明をいたします。

第２款「総務費」は、５億２，２５３万８，０００円の追加です。

第１項「総務管理費」、第３目「財政管理費」は、財政調整基金への積立てのほか、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の決算見込みに伴い、ふるさと振興基金、令和６年能登半島地震復興基金及び能登町防災対策基金へ積み増しとなります。

第６目「企画費」は、ビジネスホテル誘致活動に係る県外旅費を追加するほか、奥能登広域圏事務組合で実施する子ども・子育て支援金の制度改正に伴うシステム改修の町負担分を追加するものです。

第８目「地域振興費」は、地域振興総務費において、企業版ふるさと納税額の増に伴い所要の費用を追加するほか、ふるさと空き家活用事業費において、能登町ふるさと空き家情報のホームページ改修費用の追加及び決算見込みにより空き家家財道具等処分助成金を追加しています。また、ふるさと能登町応援寄附において、ふるさと納税額の増に伴い返礼品に係る費用を追加するほか、

新たにポータルサイトを追加するため、所要の経費を追加するものです。
第１２目「地域安全推進費」は、指定寄附金を活用した交通安全施設の整備費用を追加するものです。
第１３目「交通対策費」は、予算の組替えです。
第１４目「ＤＸ推進費」は、職員用端末として使用しているｏｆｆｉｃｅ２０１６がサポート期限の終了を迎えていることから、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５へ更新するための費用を追加するものです。
第１５目「有線放送費」は、公費解体による端末の撤去や落雷などの自然災害に対応するための修繕工事費等の追加です。
第１７目「復興推進費」は、決算見込みにより地域コミュニティ等再建支援補助金を追加しています。
第２項「徴税費」、第２目「税務総務費」は、時間外手当の追加です。
第３目「賦課徴収費」は、令和５年度分の固定資産税、都市計画税の過誤納還付金を追加しています。
第３項「戸籍住民基本台帳費」、第１目「戸籍住民基本台帳費」は、コンビニ交付の標準化に対応するために必要な現地試験へ参加するための県外旅費の追加であります。
第５項「統計調査費」、第２目「基幹統計調査費」は、国勢調査員の報酬など所要額の追加です。
第３款「民生費」は、１億７４６万７，０００円の追加です。
第１項「社会福祉費」、第１目「社会福祉総務費」は、定額減税不足額給付事業において、対象者の増に伴う所要の経費の追加です。
第２目「障害者福祉費」は、障害者医療費助成事業において、決算見込みにより心身障害者医療費を追加するほか、障害者自立支援給付事業において、決算見込みにより介護給付費を追加及び令和６年度の障害児入所給付費国庫負担金の精算に伴う償還金を追加しています。
第６目「後期高齢者医療費」は、決算見込みにより医療機関健康診査委託料及び人間ドック補助金を追加するものです。
第７目「国民年金費」は、国民年金法施行令等の一部改正に伴うシステム改修費の追加です。
第２項「児童福祉費」、第１目「児童福祉総務費」は、令和６年度の子ども・子育て支援交付金の精算に伴う償還金の追加です。
第２目「児童措置費」は、令和６年度の児童手当交付金等の精算に伴う償還金の追加です。
第３目「児童福祉施設費」は、まつなみキッズセンター整備事業において、確認申請手数料や建築基準法の改正に対応するために所要額を追加するもので

す。
第３項「災害救助費」、第１目「災害救助費」は、災害救助法に基づく時間外手当の追加です。
第４巻「衛生費」は、４９億６，２７０万４，０００円の追加です。
第１項「保健衛生費」、第１目「保健衛生総務費」は、財源調整です。
第３目「母子保健費」は、令和６年度の出産・子育て応援交付金等の精算に伴う償還金の追加であります。
第４目「環境衛生費」は、能登三郷第２多目的交流センターの空調修繕の追加です。
第５目「病院費」は、決算見込みにより不採算地区分として支出している病院事業会計への補助金の減額です。
第２項「清掃費」、第３目「し尿処理費」は、衛生センター取水施設のオーバーフロー管修繕工事の追加であります。
第４目「復興推進費」は、災害廃棄物処理事業（能登半島地震）において、決算見込みにより公費解体等の委託料及び自費解体補助金を追加したほか、災害廃棄物処理事業（奥能登豪雨）において、事業費の確定に伴う委託料の追加と補助金の減額を行うものであります。
第５款「労働費」は、６万４，０００円の追加です。
第１項「労働諸費」、第１目「労働諸費」は、決算見込みによる中小企業退職金共済制度加入促進補助金の追加です。
第６款「農林水産費」は、７億３，５２３万３，０００円の追加です。
第１項「農業費」、第１目「農業委員会費」は、農業委員会委員の活動実績報酬の追加です。
第２目「農業総務費」は、トキ放鳥推進モデル地区の取組として、３２．３ヘクタールの生息環境の整備実施に係る補助金を追加するものであります。
第３目「農業振興費」は、農業振興対策事業において、学校給食への特別栽培米の利用促進を図るため、通常米との差額への支援として県特別栽培米等学校給食利用促進協議会への負担金を追加しました。また、環境保全型農業直接支払事業において、取組面積の増に伴い交付金を追加するものであります。
第６目「復興推進費」は、畜産農家が実施する牛舎や鶏舎の施設設備等のなりわい再建として農業機械再取得等支援事業補助金を追加するものであります。
第２項「林業費」、第２目「林業振興費」は、決算見込みによる県産材利用促進補助金の追加であります。
第３項「水産業費」、第５目「復興推進費」は、被災した県漁協能都支所の荷さばき施設のなりわいの再建に向け、負担割合を見直し、共同利用施設復旧事業補助金を追加するものです。

第７款「商工費」は、１，７２６万６，０００円の追加です。

第１項「商工費」、第１目「商工総務費」は、時間外手当の追加です。

第３目「観光費」は、観光振興対策事業において、決算見込みによるレンタカー利用誘客助成事業補助金を追加するほか、観光施設管理費において、やなぎだ植物公園レストラン花菖蒲の冷蔵庫を入替えするものです。また、公園管理費において、遠島山公園内の西谷啓治記念館解体工事に必要なアスベスト調査及び実施設計を追加するものです。

第４目「復興推進費」は、決算見込みにより中小企業者持続化事業補助金、営業再開支援事業補助金及びチャレンジ支援事業補助金を追加しています。

第８款「土木費」は、８，７９０万８，０００円の追加です。

第１項「土木管理費」、第１目「土木総務費」は、時間外手当の追加です。

第２項「道路橋りょう費」、第３目「道路橋りょう新設改良費」は、県道与呂見藤波線の盛土調査設計の追加に伴う県営道路改良事業負担金の増額です。

第３項「河川費」、第１目「河川総務費」は、宇出津地内における県単急傾斜地崩壊対策工事の追加です。

第５項「都市計画費」、第１目「都市計画総務費」は、立地適正化計画策定に係る委託料の追加です。

第６項「住宅費」、第２目「住宅建設費」は、松波地区の災害公営住宅建設に係る土地購入費用の追加です。

第３目「復興推進費」は、用地交渉のため県外旅費を追加するほか、住まいの意向調査に必要な郵便料の追加と、決算見込みにより住まい再建・賃貸入居支援補助金及び住まい再建・転居費用支援補助金を追加するものであります。

第９款「消防費」は、２２５万３，０００円の追加です。

第１項「消防費」、第２目「非常備消防費」は、決算見込みにより災害捜索出動増に伴う消防団員報酬の追加です。

第３目「消防施設費」は、決算見込みにより消防団詰所の光熱費を追加するものです。

第４目「防災対策費」は、決算見込みにより屋外拡声装置の光熱水費を追加するものです。

第１０款「教育費」は、３，６８６万円の追加です。

第１項「教育総務費」、第３目「学校教育費」は、指定寄附金を活用し、電子黒板の購入費用の追加です。

第２項「小学校費」、第１目「小学校管理費」は、決算見込みにより光熱水費を追加するものです。

第３項「中学校費」、第１目「中学校管理費」は、決算見込みにより光熱水費を追加するほか、柳田中学校の特別教室の空調設置工事等の追加及び決算見込

みにより生徒の通学補助金を追加しています。
第２目「中学校教育振興費」は、決算見込みによる部活動等遠征費補助金の追加です。
第４項「社会教育費」、第３目「公民館費」は、災害査定により補助採択されたため財源調整を行っております。
第６目「文化財保護費」は、文化財保護費においては、国指定重要文化財「中谷家」の住宅保存修理事業補助金を追加するほか、真脇遺跡縄文館管理費においては、決算見込みにより光熱水費を追加するものです。
第５項「保健体育費」、第３目「学校給食費」は、学校給食衛生管理基準ハサップ方式に定める害虫駆除費用等の追加です。
第１１款「災害復旧費」は、１１１億８，１１３万４，０００円の減額です。
第２項「農林水産施設災害復旧費」、第１目「農業施設災害復旧費」は、令和７年８月６日から１３日に発生の低気圧と前線による大雨により被災した農地は災害復旧工事を追加し、農業用施設は災害復旧工事を減額しています。
第２目「林業施設災害復旧費」は、林道施設の土砂撤去費を追加するものです。
第３目「漁港施設災害復旧費」は、決算見込みによる災害復旧工事の減額です。
第３項「公共土木施設災害復旧費」、第１目「土木施設災害復旧費」は、決算見込みによる災害復旧工事の減額です。
第４項「文教施設災害復旧費」、第１目「公立学校施設災害復旧費」は、松波小学校の新築復旧工事及び解体工事、柳田中学校の外構復旧工事、鵜川小学校の災害復旧工事等の追加です。
第２目「社会教育施設災害復旧費」は、コンセールのと、神野・三波・柳田・小間生の各公民館、柳田教養文化館、町立美術館、姫交流センターの８施設の災害復旧工事費等の追加です。
第３目「社会体育施設災害復旧費」は、内浦第二体育館、能都第二体育館の災害復旧工事費等の追加です。
第５項「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」、第１目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、集会所の修繕工事及び鮭尾多目的集会所の解体工事費等を追加するものです。
以上、この財源として、第１０款「地方交付税」、第１２款「分担金及び負担金」、第１５款「県支出金」、第１７款「寄附金」、第１８款「繰入金」、第２０款「諸収入」を追加し、第９款「地方特例交付金」、第１４款「国庫支出金」、第２１款「町債」を減額し、収支の均衡を図っております。
議案第１０８号「令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」

は、１億４，７０８万５，０００円を追加し、予算総額を２４億９，０７２万１，０００円とするものです。

その内容は、令和６年度特別交付金等の償還金の追加であります。

議案第１０９号「令和７年度能登町病院事業会計補正予算（第１号)」は、収益的収入において、９，４９０万８，０００円を追加し、総額を２２億９，１０７万円とし、収益的支出において、９，４８３万５，０００円を追加し、総額を２４億６，６８０万５，０００円とするものです。

内容は、決算見込みによる材料費を追加したほか、コスト削減のためのコンサルティング業務や、視能訓練士の派遣委託費等を追加するものです。

議案第１１０号「能登町選挙公報発行条例の制定について」は、町政に関する関心を高め、多くの有権者の投票参加を図ることを目的として、能登町議会議員及び能登町長の選挙において、選挙公報を発行するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第１１１号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費制度及び支給対象の見直し等を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第１１２号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による標準準拠システムの移行に際し、個人番号の独自利用を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能の事務を追加するため、改正するものであります。

次に、議案第１１３号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラ及びポスターの作成における公費負担の負担限度額を引き上げるため、改正するものであります。

次に、議案第１１４号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設のほか、地域限定保育士制度の一般制度化となることから、関係条例の整理を行うため条例を制定するものであります。

次に、議案第１１５号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、後期高齢者医療保険料の普通徴収について、これまでの仮算定を廃止し、前年の所得が確定した後に保険料を算出する方式とすることにより、保険料の算定方法の透明化及び各納期における金額への平準化を図るため、納期を１２期から９期に変更するよう改正するものであります。

次に、議案第１１６号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例について」は、診療報酬における賃金改善に伴い、公立宇出津総合病院の処遇改善特例手当の額を見直すため、改正するものであります。

次に、議案第１１７号から議案第１１９号までの３件につきましては、いずれも請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第１１７号「請負契約の締結について」は、令和６年１月１日発生能登半島地震災害復旧事業４６３０／６０５２、６０８０～６０８３、６１４１農地・施設災害復旧工事におきまして、制限付一般競争入札事後審査型により、５，７０９万円で、能登町字藤波の株式会社鼎建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第１１８号「請負契約の締結について」は、令和６年１月１日発生能登半島地震・令和６年９月２１日～２２日に発生奥能登豪雨災害復旧事業４６３０／６０１３・６１３０・６５６５水路災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、５，５００万円で、能登町字宇出津山分の鈴平建設株式会社と契約を締結するものであります。

次に、議案第１１９号「請負契約の締結について」は、令和７年度６災８１２号藤波漁港災害復旧工事柳倉物揚場４３ほかにおきまして、指名競争入札により、５，２６９万円で、能登町字藤波の株式会社鼎建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第１２０号「新たに生じた土地の確認について」は、能登半島地震により被災した小木港の係留施設を復旧するに当たり、公有水面埋立地を新たな土地として確認したため、地方自治法第９条の５第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１２１号「第３次能登町総合計画基本構想について」は、令和８年度から令和１７年度の１０年間における町の将来像である基本構想を定めるため、能登町議会の議決すべき事件を定める条例第２条第１号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１２２号から議案第１２７号までの６件につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

いずれの施設も指定管理者の指定期間が令和８年３月３１日をもって満了することから、引き続き指定管理者の指定を行うため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、能登町公の施設指定管理者選定委員会の審議結果を鑑み、選定するものであります。

また、指定管理の期間につきましては、営利を主たる目的としている施設は３年間、福祉施設など管理を主たる目的としている施設は５年間としておりま

すので、よろしくお願いをいたします。
初めに、議案第１２２号の施設は、能登町宇出津港水産物鮮度保持施設であります。
この施設は、各種水産物の鮮度保持を行い、流通の安定を図るための施設であり、施設の効用を発揮させることができる「石川県漁業協同組合」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
次に、議案第１２３号の施設は、能登町宇出津港水産物加工処理施設であります。
この施設は、各種水産物の加工及び開発を行うための施設であり、施設の効用を発揮させることができる「株式会社奥能登食材流通機構」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
次に、議案第１２４号の施設は、セミナーハウス山びこ及びふれあい工房であります。
これらの施設は、宿泊や食事のほか、そば打ち体験ができる体験交流施設であり、管理を安定して行い、施設の効用を最大限に発揮できる「株式会社山びこ」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
次に、議案第１２５号の施設は、ふれあいの里施設であります。
この施設は、宿泊や食事、大規模なイベントができる広場を有する施設であり、管理を安定して行い、施設の効用を最大限に発揮できる「合同会社能登みらい創造ネットワーク」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
次に、議案第１２６号の施設は、国民宿舎能登うしつ荘及び能登やなぎだ荘、真脇ポーレポーレ、縄文真脇温泉浴場、真脇遺跡公園、ラブロ恋路、能登観光情報ステーションたびスタであります。
これらの施設は、町内外の方々が宿泊のほか、食事、浴場を利用することができる観光レクレーション施設であり、管理を安定して行い、施設の効用を最大限に発揮できる「株式会社能登町ふれあい公社」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
次に、議案第１２７号の施設は、能登海洋深層水施設についてであります。
この施設は、海洋深層水及び塩の品質管理、安定供給を基本とする施設であり、専門的技術を蓄積している「株式会社能登町ふれあい公社」に、再度、指定管理者に指定するものであります。
議案第１２８号「能登町副町長の選任について」は、４月以降、空席となっておりました副町長に、能登町出身で現在は金沢市暁町の「野口隆」氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。
同氏につきましては、昭和６２年、石川県職員に採用され、企画振興部地域

振興課長、同新幹線・交通対策監室交通政策課長、危機管理監室次長、奥能登総合事務所長など歴任され、行政事務の豊富な経験と知識を生かし、県政の発展に寄与され、今年３月に勇退されました。

同氏は、人格、見識ともに優れ、その卓越した行政手腕は、重責である副町長として適任であると判断しましたので、今議会に提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和８年１月１日からの予定としております。

以上をもちまして、各議案の提案理由をご説明させていただきました。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（市濱等）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第２４、議案第１２８号「能登町副町長の選任について」の１件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第２４、議案第１２８号「能登町副町長の選任について」の１件を先に審議することに決定いたしました。

議案第１２８号

議長（市濱等）

ただいま先議することに決定しました日程第２４、議案第１２８号「能登町副町長の選任について」の１件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（市濱等）

お諮りします。

議案第１２８号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第１２８号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採　　決

議長（市濱等）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第１２８号「能登町副町長の選任について」、金沢市暁町、野口隆氏の選任について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

ありがとうございました。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第１２８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

質　　疑

議長（市濱等）

次に、日程第３、議案第１０７号から、日程第２３、議案第１２７号までの２１件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いをいたします。

質疑はありませんか。

５番　田端雄市議員。

５番（田端雄市）

補正予算の説明資料のナンバー３の３ページのところで出ております補正予算の案のポイントについて、ちょっと確認をしたいと思います。

大きな災害の復旧の事業ですので、大変な予定が変わってきておるんじゃないかなと見ているところなんですが、このポイントの中で、大きな金額がこの事業を止めて、そして金額を戻しておるというのがあります。漁港等災害復旧費で１０億円、道路災害復旧費で６５億円、河川災害復旧費で４８億６，５００万円を戻しておるという形になっております。これの、なぜ、こういう形になったのか、多分、事業が見通しがつかなくなったということだと思うんですけれども、その経緯と、そして今のその原因ですね、そこら辺のことを説明していただきたいと思います。

あわせて、この事業について廃止するわけではないと思っていますので、それについて、これから、今後どのような取組をしていこうとしているのか、そこら辺を説明お願いします。

議長（市濱等）

吉村泰輝企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）

今回の災害復旧費、工事請負費におきましての減額につきましては、当初は３か年で復旧をするということを目指しまして、今年度、その復旧工事費の３分の１を予算化をいたしております。

しかしですけれども、測量、設計の部分におきまして進捗が思わしくなく、年度内の完成がちょっと見込めないことから、今回減額させていただいているところでございます。

しかしながら、１２月以降の工事発注分につきましては、新たに債務負担行為を設定いたしまして契約をするという方針でございます。これによりまして、年度間の切れ目のない工事発注、そして、翌年度の早期工事着手に向けて着実に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

５番（田端雄市）

ありがとうございます。

議長（市濱等）

田端議員、よろしいですか。

吉田義法町長。

町長（吉田義法）

すみません。言い間違いがありましたので、訂正をいたします。

２５、２６ページになります。

第１０８号、１１９号に言い間違いをしております。訂正をいたします。

１０８号の中の２４億９，０７２万円ということであります。

それと、３２ページの中ほど少し上です。議案第１１９号を１１５号と言いましたけど、１１９号に訂正をいたします。

失礼いたしました。

議長（市濱等）

それでは、訂正が終わりました。

ほかに質疑のある方いませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（市濱等）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１０７号から議案第１２７号までの２１件について、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第１０７号から議案第１２７号までの２１件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第３号、陳情第２号

議長（市濱等）

次に、日程第２５、請願第３号「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書」及び日程第２６、陳情第２号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」の２件を議題といたします。

趣旨説明

議長（市濱等）

請願第３号について、紹介議員の鍛治谷議員より趣旨説明をお願いします。

１４番　鍛治谷眞一議員。

１４番（鍛治谷眞一）

請願第３号「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書」の説明をさせていただきます。

広島と長崎に原子爆弾が投下され、一瞬にして２１万人を超える方々が亡くなり、今年で８０年となります。

被爆者を先頭に核兵器廃絶が訴えられる中、２０２１年、核兵器禁止条約が発効されました。この条約は、核兵器の開発、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動について禁止するものであります。

核兵器の完全廃絶のため、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印、批准することを求めるものであります。

請願者の住所、氏名は、金沢市上荒屋、原水爆禁止石川県協議会代表理事、内藤晴一朗様でございます。

以上、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、何とぞご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、私の説明とさせていただきます。

議長（市濱等）

次に、陳情第２号について、内容を職員に朗読させます。

議会事務局長（諸角勝則）

陳情第２号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」の趣旨説明をさせていただきます。

世界では、移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しています。国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植についての啓蒙活動など、環境整備を求める意見書を国に提出するための陳情であります。

陳情者は、配付のとおりであります。

以上です。

質　　疑

議長（市濱等）

ただいま議題になっております請願第３号及び陳情第２号の２件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（市濱等）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第３号及び陳情第２号の２件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、請願第３号及び陳情第２号の２件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（市濱等）

日程第２７、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、１２月９日から１２月１４日までの６日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、１２月９日から１２月１４日までの６日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、１２月１５日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（市濱等）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会（午前１０時５５分）

開　議（午前１０時００分）

開　　議

議長（市濱等）

ただいまの出席議員数は、１２名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（市濱等）

日程第１　一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず３０分以内となっておりますので、よろしくお願いします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許します。

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

おはようございます。公明党の田端雄市でございます。

本日は３点、要望とそれから質疑をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、感震ブレーカーの設置啓発に工夫をしてほしいということでございます。

秋の火災予防月間に当たって、感震ブレーカーの啓発が公式ＬＩＮＥで案内されておりました。これを見て、以前から感震ブレーカーの地震時における効果に期待していたことから消防署に問合せをしたところ、石川県が今年の７月から補助制度を設けたとのことでした。ただ、その際、義務化ではないとの応答に、消防行政に本気度が感じられず、残念でありました。

そこで、改めて感震ブレーカー設置効果の町民への認知の向上を図りたい。命と財産を守るためであります。

地震時の火災は、ほとんどが通電火災と言われ、停電していたものが復旧し

電気が通ったときに、断線などしていた箇所がショートしたり引火して火災が発生することであります。

災害時に家から避難するが、その際、配電盤のブレーカーを落として避難することが火災を防ぐには必要でありますけれども、なかなかその余裕がないことが現実であります。些細なことのようでありますけれども、命に迫る危機感が余裕をなくしてしまうということであります。

ただ、現実的には、数日間の留守の場合、災害があるかもしれないと考え、留守中にブレーカーを落として出かける家庭は、冷蔵庫の食料などを考えると、まずないのではないかと思います。そうすると、発災時の感震ブレーカーの必要性も高くなります。よくよく考えたいところであります。

能登半島地震の輪島市の朝市付近の火災も、通電火災の可能性も指摘されております。また、阪神・淡路大震災においては約６割が電気関係の火災とされ、通電火災の危険性が広く認識されるきっかけとなった災害でありました。

今回、県が補助制度を設けたことは、十分に輪島の火災を意識し、県民、住民の生命、生活を守る大きな要件と捉えたことは間違いありません。しっかりと県の方針を十分に酌んで、この事業に取り組むべきはではないかと思います。

そう考えますと、いま一度、どのようにこの感震ブレーカーの啓発、啓蒙をしたら事業を住民に届けることができるのか、しっかりと検討するべきであると考えます。

ちなみに、御存じと思いますけれども、珠洲市では、効果あるものとして復興公営住宅に感震ブレーカーを設置するとのことであります。

町として、この事業に上乗せする考えはあるのかをお聞きしたい。町長に答弁を求めます。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

感震ブレーカーの設置は、地震発生時における火災の発生を未然に防ぎ、町民の命と財産を守る上では重要な対策であると認識しております。

特に、能登半島地震をはじめとする大規模災害の教訓からも、地震後の通電火災による被害を最小限に抑えるため、感震ブレーカーの普及促進は課題であると考えております。

今後は、消防や関係機関と連携し、感震ブレーカーの必要性や設置方法、設置による効果について、町民の皆様に分かりやすく、命を守るための思いが伝わるような啓発活動を強化してまいりたいと思います。

また、現在、石川県において感震ブレーカー設置に対する補助制度が設けられております。町としましても、町民の経済的負担を軽減し、より多くの方に設置を促進する観点から、県補助制度への上乗せ補助について検討を進めてまいりたいと考えております。今後、ほかの自治体の事例等も参考にしながら、町独自の支援策の導入についても前向きに協議していきます。

引き続き、町民の命と暮らしを守るため、感震ブレーカーの普及促進と防災意識の向上に取り組んでまいりますので、ご協力、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

ありがとうございます。しっかりと検討していただいて、町民の命を守るという観点から取り組んでいただきたいと思います。

２番目に、広域連携で被災した文化財を守れということで取り上げました。

文化財レスキューにより、被災家屋から多くの尊い文化財、特に民俗レベルの文化財が救われました。今回の文化財の救出については、指定文化財以外の多数の未指定資料や民家の古文書、民具などの民俗文化財も含んで、被災している可能性があり、時間と人手がかかったものと考えられます。

今現在は、レスキューにより仮の一時保存と修復が進められたものと聞いております。今後、所有者の元へ返還したり、また委託や譲渡を希望されている方もおいでると考えます。能登の貴重な歴史を文化財として保存を考えるのであれば、どのような形態が望ましいのか、真剣な調査検討がなされねばならないのではないか、様々課題が考えられます。

この課題については、昨年９月の一般質問でその方向性を提案しました。東日本大震災の東北の例を挙げ、国、県の支援を受け、２市２町の協力の下、県立博物館の分館を誘致したらどうかと提案をいたしました。今日までの間、そうした行動を取ったのか。また、県や周辺首長の反応はどうであったのか、お答えください。

議長（市濱等）

河崎教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（河崎恭子）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

文化財レスキューについては、現在までに７６件のレスキューを実施しました。これには、文化財を運び出して一時保管する以外に、破損した仏像などを現地で応急的に処置するといった活動も含まれております。

７６件のうち、文化財を一時保管している件数は５１件で、現在のところ３２件の意向について確認が取れており、２３件が返還希望、９件が返還希望ではないということです。残り１９件については、現在確認をしております。

返還希望ではないものについては、町に一任という回答を得ており、真脇の文化財収蔵庫に保存、展示する方向で考えております。

よって、議員から提案のあった県立博物館分館誘致については、今のところ具体的に動いておりません。

議長（市濱等）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

昨年の９月に提案をさせていただきましたけれども、そのときは復旧に向けて、なかなか余裕なく、各周辺の自治体についても、そういう問いかけをするような余裕もなかったのではないかなと思います。ただ、そういった中にあって２年がたとうとしているわけなので、ちょっと状況が変わってきたのではないかなというふうに思って、今回改めて提案するものであります。

私が聞いたところによりますと、今ほどのお話があったとおり、能登町においては意外と、割かた少ない中での範囲の中で何とか処理が進んでいるのかなというような理解をしておりますけれども、輪島とか珠洲においてはかなりの被害があったということを聞いておりますし、特に輪島については、旧の宇出津高校の能登水産小木分校に結構そういった文化財が集められているということも聞いております。

そういった意味では、これからが本当に文化財について、どのようにして対応していくのかが問われていくのではないかなと、このように思って、今、質問させていただいているわけでございます。

この課題に応えるためには、文化財の価値基準の決定や、その判断による選別、保存形態など、本町だけで対処できるものではなく、県の専門的知見、識見とともに資力も当然必要であります。

また、文化財修復後の活用について、柳田公民館でその一部が展示されておりますけれども、公的資金による救出活動でありまして、その価値を広く住民に知っていただく機会として、一般公開や展示会などの開催も検討されるべきものであります。

今、全国的には、現在、文化財防災・救援プロジェクト２０２５などの啓発、資金集めの活動が複数実施され、文化財の救出率と公的支援の両方が着実に上がっているとの報道もあり、関心が多く向けられている状況になっております。

我が奥能登においても、肝腎なのは、こうした公的支援を受けられる窓口、そして統括管理していく組織が必要と考えるのであります。

七尾市ののと里山里海ミュージアムの和田副館長は、文化財は地域を守る指針であり、心の支えです。なくなれば地域性も郷土愛も失われてしまうと話されていました。

今、復興に向けてのこの時こそ、文化財の持つ意味に深く思いをめぐらせ、奥能登の広域４市町一致して、いま一度、強力に被災文化財の保護、保存を県に訴えたらいかがかと提案するものであります。

提案には、ぜひ本町の真脇遺跡公園付近を拠点にと、強く進言をお願いするものであります。力強い答弁をお願いいたします。

議長（市濱等）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

田端議員のご質問に答弁させていただきます。

当町を含め奥能登の文化財は、県の関係各所や大学、民間団体などと連携しながら整理、活用を行ってきております。また、議員がおっしゃるとおり、真脇につきましては、日本有数の縄文時代の遺跡である国指定史跡がございます。今後、真脇遺跡の第２期整備を含め、第３期整備への足がかりをつくり、そして再び当町の観光ルートの一つとして交流人口の拡大を図り、いわゆる文化ゾーンとして脚光を浴びるよう努力し、魅力を高め、国内外に発信していきたいと考えております。

これからも県と足並みをそろえ、奥能登の文化財の振興を推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

議長（市濱等）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

しっかりとその方向で進めていただきたいと思います。

輪島は、観光でずっと名をはせてきました。珠洲は、芸術でレールを引いた

と私は思っております。能登町は文化で立つんだと、こういう大きなビジョンを持って、この復興から市町の特色をどう位置づけてこの町を復興していくのか。そういう大きな視点から、この取組をしていただきたいと思います。

こうした訴えをしていくことは、本当に町民の意識を変え、そして自信が湧いてくる。そしてまた、元気になっていく。それが私はこのビジョンを与えていくということの大事な視点だと思います。この意識の変革から心の変革、それが人生と地域にしっかりと生きる力を与えていく。こう思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

町長にお願いをするものであります。よろしくお願いします。

それでは、３点目の質問に行きます。

一人も残さず住まいの提供をということで、お話をさせていただきます。

今月、町執行部から、ほぼ町全体の災害復興住宅の今後の全貌が示されました。災害公営住宅、目標２６０戸ということであります。今後、１１月２５日から地区懇談会などを開催するとのことでありましたので、今日現在では住民からの新たな意見も出ていると考えているところであります。

今回の調査によりまして、建設仮設住宅、みなし仮設住宅、その他避難者１，４８１世帯に調査をしたと。うち入居希望なしが６５６件、未回答が５７０件あります。調査結果として、入居戸数を２４４戸としております。希望なしの６５６件は、何らかの手だてがあるものと考えますが、心配なのが未回答の５７０件。

まず、この未回答の人がどのように考えておられるのかに寄り添わなくてはならないと思います。手を挙げられない人にこそ寄り添うのが政治であり、行政ではないでしょうか。回答が９１１件で６１％、こんな低いところで的確な方向性が出せるのか甚だ疑問であります。

また、災害復興住宅の入居要件は半壊以上となっていますけれども、それに満たない世帯の方々に対する先行きの住まいにどう対処するのか。本人にしたら不安そのものであります。

そこで質問です。現時点で、半壊未満となる復興住宅の入居要件を満たせない人、その方々に現にどのように対応しているのか。また、どのような住まいを提示する考えか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（市濱等）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

それでは、田端議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の実施したお住まいの再建に関する意向調査というのは、全町民を対象に実施した調査でありまして、今後の住まいに関する困り事や心配事などがないか、ある場合はどのようなものかといったことを調査の目的としております。

そして、復興公営住宅の入居要件である半壊以上の世帯には、入居を希望する場合は入居希望用の調査票を記載してもらうというような調査方法を取っております。これは、今後、復興公営住宅建設を行う上での建設戸数や地域などを決める整備計画を作成するため、併せて実施したものであります。

また、入居要件を満たさないが復興公営住宅の入居を希望するという世帯はいることは承知しておりますが、具体的に何世帯というのは今回の調査では確認できておりません。

現段階では、制度上、入居要件を満たさない世帯の方々には、まず制度を理解してもらい、様々な支援がございますので、自力再建ができないか、自力再建をするためには何がハードルとなっているのかなどを聞き取りまして、関係課と情報共有しながら寄り添っていきますし、これまでもそのように対応しておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

答弁いただきましたけど、なかなか安心して聞いておられるような答弁ではないのではないかというふうに思います。後で、またしっかりと町民に安心感を与える形で、町政のトップであります町長のガバナンスの視点から答弁をいただきたいなと、こういうふうに思います。

今ほどの答弁を聞いていますと、半壊未満の人に対しては、そんなに考えてない調査であったから、はっきり分からないというような感じだったのではないかなと思います。私は今回は、半壊未満の人が一番問題なんだよということを言っている。

私、この調査は終わりましたというデータをもらったときに、仮設住宅に入っている知人のところに行きました。その知人は全壊ですので、災害公営住宅に行こうと思えば行けるような立場ではありましたけれども、行ってお話を聞こうかなと思ったら、そんな話知らんわよと言って、玄関の戸をバチーンと閉められました。

私は、今、被災した町民はこんな思いでおるんやということを知らなくてはいけない。それを知らないで物事を進めようといったって進められるわけがな

い。これを考えてほしいと思うんです。
　しっかりと人に寄り添ってということを言われましたけれども、私も藤波に一件、半壊いってないなという人もおりました。その人のところへ行きましたら、幸い賃貸物件を借りることができたので、そこへ移りますというふうに言われていました。
　それから、鵜川の住宅にも行きました。鵜川の住宅では、８０代の年配の方が一部損壊というか半壊いかなかったので、直そうと思えば直せるけど、自分の持っている少ないお金を使って直して、それからどうなるんやと。自分の生活もあるんや。とてもじゃないけどそれは出せないという形で、次の住まいをどうしようかなというふうに思っている人もいる。
　それにどうして寄り添って指し示していくのかということが行政の仕事だと思う。
　また、行政がやってきたこの半壊というシステムは、行政がつくったもの。国がつくったと言うかも分からんけれども。それを受けて町がやっているわけですから、それに漏れない人もつくらなくてはいけない。漏れたらいけないんだという形でつくっていかなくてはいけない。
　私、早いうちに関わった人で、親子の２世帯ならいいですけれども、兄弟世帯が２世帯になっていた。同居して１世帯になった。これは生活再建支援についても１世帯分しかもらえないようになっていますよね。今、何とかして仮設住宅に入っています。
　その人らはどうするんや。もともとの１世帯はいい。一緒に同居していたもう１世帯はどうしていくんだと。これも本当は引っかかってくるんじゃないかなというような思いがしています。
　そういった問題、いろんな問題がある。それぞれの一人一人の状況をしっかり把握していかないと、本当に最後の一人まで救っていくことができないのではないか。このように思っているんですね。
　そういう意味では、どこかの総理が言っていましたけれども、私に言わせれば、寄り添って、寄り添って、寄り添って、寄り添って、寄り添い抜いていくのが今の仕事だと。こう思いますので、本当に最後まで一人も残さない。ちゃんとみんな次の住まいを確保できた。こういうところまで手を差し伸べて進めていただきたい。このように思います。
　もう一つ、２点目の質問ですけれども、心配なのは、今言った話と同じ未回答の５７０件について、しっかり調査回収をしないと、後悔する事態になるのではないかというふうに懸念しております。
　ちなみに、珠洲市は、同様の調査で９０％以上の回収率となっております。
　能登町は、先ほど言ったとおり６１％。一人も残さず住まいの提供をすると

いうことは、今の場合、まずこの回収率を問題にするべきではないか。今の進め方で一人も残さずの状況になるとは、とても思えません。安心を感じさせる行政の取組を求めるが、未回答など調査から漏れた人にどう住まいの確保の精度を上げていくつもりなのか、対処していくのか、その答弁を求めます。

議長（市濱等）

鏡島復興住宅課長。

復興住宅課長（鏡島敏雄）

先ほども申しましたが、今回の調査は、復興公営住宅の整備計画を作成するための調査でありまして、その目的は果たしたと考えております。現段階では、さらなる調査というものは考えておりません。

ただし、例えば入居要件を満たさない希望世帯などの支援に調査が必要だと判断したときは、過去の調査手法を検証した上で、回収率の向上を目指し実施したいと考えておりますし、寄り添った対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

しっかりと半壊未満の人、しっかりすくい上げていただきたいと思います。

今、人口流出を町が課題とするのであれば、その一つは、この仮設住宅から次の住まいの提供が確実にできてこそ町外への転出を食い止めることができるのは間違いありません。今現在、町の課題はここにあることをしっかりと注視をしてもらいたいと思います。

何回もくどいようですけれども、建設仮設住宅５３２世帯のアンケートを取ったときに４１９世帯の回収があった。１１１世帯が漏れているわけです。

考え方として、この議論の中で今出ているのが、半壊にいかなかった人に対して、ほかのところはどういうふうに対応しているかということなんですけれども、先日、珠洲市の一般質問で出ていました。現在、木造仮設住宅が珠洲市ではあるんですけれども、その木造仮設住宅を賃貸物件に転用して、そこに半壊未満の人を入れていくという考え方があるそうです。

能登町もデータの中に出ていたとおり、２１５世帯ですかね、公営住宅がありますよということになっているわけですけど、その公営住宅のうち何世帯が入れるような形になっているのかどうか。これもしっかり調べないと、入れた

いなと思ってもなかなかそこまで埋められないということも出てきますので、そこら辺もしっかり見ていただきたいと思います。

珠洲市は２００戸程度、賃貸物件に転用するというのがあるそうです。

それから、同じような課題で、北海道厚真町、先日、総務産業建設常任委員会が視察に行ってきましたけど、この厚真町も、災害公営住宅より賃貸住宅のほうが余計多い戸数をつくったという形で進めてきたと聞いています。それもやはりそういう形で、半壊にいかなかった人、いろんな問題があって行政に乗れなかった人をそっちに入れていくんだという形を取ったということも聞いております。

そういう意味では、本当にそういったいろんな形のいろんな問題を抱えている人がたくさんまだまだおりますので、しっかりとその対応をお願いしたいと思います。

何回も言いましたけれども、こういったシステムをつくって災害対応をしているのは行政の仕組みなんです。町民がつくったわけじゃないんです。行政がつくったんだから、行政は最後まで責任を持たなくてはいけない。最後の一人であっても必ず住まいを完結させるんだという形で進めていくのが行政の責任だということも思いますので、しっかり最後までその形で進めていただきたいと思います。

最後に、ガバナンスの観点から、町長の答弁を求めます。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

田端議員におかれましては、いろいろ近隣市町のほうの調査もされて、比較して質問されておりましたこと、大変よく分かりやすかったなというふうに思っております。

ただ、アンケート調査につきましては、少しずつ近隣市町と調査の仕方が違います。というのは母数の内容が違ってきますので、単純に何％だからということでは計り知れない部分があるのかなというふうに思っております。

また、半壊未満の方についてですけれども、お困りな方がいらっしゃるのは重々承知しております。町営住宅のほうに、自分で再建ができない場合は町営住宅、現在既存の町営住宅のほうに入っていただければというふうに思っております。

また、自己再建のほうですけれども、どこまで手を差し伸べたらいいのかというところもございます。もう既に半壊未満の方で、次のステップ、自分で直

されてお住まいになっていらっしゃる方もいらっしゃいます。
　まだお住みになっていない方と家庭の財政事情というものを比べた場合、じゃ先に進んでいるほうは財政にゆとりがあるのか、もしくは、まだ進んでいないところは財政が苦しいのかというふうに単純に決められないというふうに思っております。
　ですから、あまり先に、もう既に再建された方もいらっしゃるので、そこへまだお住みじゃないところに手を差し伸べ過ぎますと、不公平感も出てきますので、そこはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

議長（市濱等）
　５番　田端議員。

５番（田端雄市）
　質問じゃないので、最後の締めくくりの話ですけれども、調査に関しては、どういうくくり方をしようと、このパーセントをしっかり取っていくということが大事であって、そのくくり方がどうだからこれでもいいんだという話じゃない。もともとこういう形で取るというんだったら、やっぱり６１％で満足するんじゃなくて、７０％、８０％、９０％までを求めて、それでここまでやったんだというのが本当の調査だと思いますので、それは次のいろんな形で気をつけてほしいなと思います。そこを実施しないと、何のための調査だったのか分からないということになります。
　それから、先ほどの半壊未満の人、いろんなケースがあります。先ほど言ったとおりのこともありますし、いろんなケースを持っている人がおります。だからそういう意味では、確かに早め早めに提示するわけでもないんですけれども、しっかりと寄り添って、本当にこの人に何が必要なのかということを聞き出していくことのほうが大事だと思いますので、そこら辺はちょっとマンパワーが足りるのかどうか、そこがむしろ私、心配なんですけれども、しっかりと寄り添っていく中で、この人に必要なものは何か、この人に本当にあったら支援になるのは何か、それを考えて取り組んでいただきたいと思いますので、どうか本当に能登町におっていいんだという安心感を与えるような住宅政策を進めていただきたいと思いまして、私の質問を終わります。
　ありがとうございました。

議長（市濱等）
　以上で、５番　田端議員の一般質問を終わります。
　次に、１４番　鍛治谷議員。

１４番（鍛治谷眞一）

本日の質問は１点だけで、持ち時間も少しあろうかと思いますので、前段の話もさせていただこうと思います。

この１２月８日、定例会議の初日、副町長選任の人事案件が満場一致で同意されて、まずは一安心、おめでとうございます。大変苦しい懸案の事項を抱えて、失敗しちゃいかん、隙を見せまい、そんな思いで、でっかい体をもって対応してこられましたが、１月１日からは、もう少しリラックスして、優しい笑顔になってください。よろしくお願いいたします。

さて、１２月に入って１日から、能登の寒ぶり最高級ブランド「煌」を求めて初漁に出たわけですが、当町の鵜川漁港、中作さんの１４．５キロ、丸々と肥えた寒ぶりが揚がって、金沢の市場では仲買さんのざわざわとした声の中、仲買さんの「日本一」と言ってシールを貼った瞬間のあのどよめきの瞬間を、私はテレビのチャンネルをあっち回しこっち回し、何回か喜んで見ました。

また、１１月末の締めの話なんでしょうが、１２月６日の新聞では、当町の公費解体が９８．３％に進捗したということ。また、能登空港の搭乗率が６３．４％と回復傾向にあること。そんなことが出ておりました。

同じく１２月６日の新聞で、前日の田の神様に感謝を伝える国の重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「あえのこと」が写真入れ紙面を飾り、いつもおなじみの上町の中正道さんだったか、それから曽又の若手で川畑慎太郎君、この人が神野公民館で、それから元学校の先生だと思うんですが吉延先生ですかね、あの方が時長の山口集会所で儀礼をささげられたと報じておりました。

中でもうれしかったのは、国重田の神様保存会で、会員の吉田町長が前任の方の思いを継いで伝統継承の範を示したとの新聞報道は、本当にうれしかったです。吉田町長の日頃からの神仏を大事にする様子がうかがえて、心が温かくなりました。

ちょっと前置きが長くなり過ぎたようです。

本日の質問は、１年の締めとして、問い詰めるようなぎすぎすしたものではなく、来年は令和８年、末広がりの年に向けて、夢膨らむ、ほっこりするような提案、提言の質問をしたいと思いますので、ご検討、答弁よろしくお願いします。

発災からもうすぐ丸２年。復旧・復興はまだまだ道半ばですが、世間では、東京などの都会地はおろか、この間、すぐ隣の富山の人と話していても、えっまだなんけ。あろうことか県内で金沢の人でさえも、もうそろそろ復旧は完了したんだというような理解があるように思える節があります。

現実にボランティアさんも目に見えて少なくなり、ダンプ、トラック、重機の県外ナンバーも随分少なくなっております。私自身も自覚せねばならないのですが、応急仮設住宅に住んでいると、同じ住居仲間から、何としてもこの町に住みたい、この町に戻ってこなければ、そんな意欲も一段落したのか、先の見通しが立たない、新築は無理や、そんなふうにモチベーションも下がって、元気のない様子が増えたような気がします。

私、新聞をこんなんしてスクラップ、そうですね、今５０冊ぐらいありますかね。時折、何かないかなと思って見たり、あれ忘れておらんかいやいと見るんです。そんな中でも、災害に負けてたまるか、能登人、能登町民を奮い立たせる記事がここにいっぱい差し込んでありますが、祭りの記事でした。

町長ご自身も、石川県人祭ｉｎ東京で、今年は町内各地で祭りが再開され、盛り上がりを見せておりますとメッセージにありました。

そこで、提案、提言したいと思います。

日本の歴史民俗博物館の総本山は、千葉県佐倉市にあります。ここの国立歴史民俗博物館です。これはガイドブックですが、大変立派な施設です。そこに宇出津のあばれ祭のキリコと、川や火の中へ入った大分形の崩れたみこしが堂々と常設展示されております。

ちょっと気にかかって問合せをしたんです。そうすると、私もああなるほどと思ったけど、２０１１年なんですね、あそこへ運び込んだのは。もう１４年たっているんです。その道の第一人者、松尾恒一先生が本当に何度も何度も宇出津へ来てもらって、そして思い入れいっぱいで、この祭りを何としても展示したいと。地下の第４展示室に本当に堂々と、でっかいスペースをとって並んでおります。

展示から１４年、そろそろ展示替えもというような話もお話の間にありました。駄目やわいね、おらのところ持ってきても置くとこないぞいねと私は言って、そんなことより、ちょっこでも置いてくださいと。そんなこと言わんと、ずっと置かしてまというふうに言ったんですが、本当に残したい展示です。

最後に、みんなの話を聞かないで言いました。みんなで見学に行くさかい残してください。能登人にとって地震からの復興のシンボルなんですというふうに訴えました。

ガイドブックにもこうやってしっかり写真入りで撮っております。なお、２０２５年４月から２０２６年３月までの歴博のカレンダーの表紙は、あばれ祭なんです。それほどやっぱり力も入っているんだと私は受け止めております。

つきましては、歴博の大展示を見て、祭りに誇りを感じたり、能登人のふるさと愛をもう一度燃え立たせる。そして、ついでにのと里山空港の利用率も上げる。私たちは、チャンスがあれば、有志を募って（仮称）能登町災害復興い

やさかツアークラブ、こんなのを、能登町災害復興いやさかツアー、この企画、組織したいと思っています。

町当局に、能登空港利用助成金等の助成金のほかにも、もっともっと参加者が多くなるようなプラスアルファをお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

ご提案いただいた能登町災害復興いやさかツアーの企画については、町民の郷土愛の再確認や能登の祭り文化の継承、発信に大変意義があり、魅力的なものだと感じております。

令和４年度には、のと里山空港利用促進能登町協議会にて、町民限定の東京満喫プランを実施し、２２名が参加されるなど、企画旅行の実績はあります。しかし、その後、募集型企画旅行に係る規約が変更され、キャンセル料の発生リスクを事業者側が大きく負うこととなったことから、協議会としては新たな募集型旅行の実施を控える判断をしているところであります。

一方で、町としては様々な助成制度を設けております。

例えば、団体旅行の場合、５名以上が同一便を利用する場合には１人当たり往復４，０００円の助成が受けられます。

また、地元団体を対象とした貸切バス借り上げ助成では、実費相当額か団体搭乗者１人当たり４，０００円のいずれか少ない額を助成し、上限を１２万円としている制度もございます。

さらに、町の助成に加え、のと里山空港利用促進同盟会からも、５名以上同一便利用で１人当たり往復３，０００円の助成が受けられます。

このように旅行プランに応じて活用できる助成制度が複数ございますので、今後とも各種助成金の周知を一層図りながら利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

町といたしましても、企画段階からの相談対応など必要な支援を行うとともに、搭乗率の向上のため施策も考えていきたいと考えております。

提案いただきました歴史民俗博物館、そういったところに当町のあばれ祭に関するみこし等の展示がされているということも、今、もう１４年たって少し忘れ去られている部分があるんじゃないかなというふうに感じております。そういったことも町民の皆さんに周知をしていく必要があるんじゃないかなというふうにも思っておりますし、提案をいただきましたふるさと愛をもう一度燃

え立たせようと、そういったところにも職員一同で考えていきたいなというふうに思っております。
以上です。

議長（市濱等）
１４番　鍛治谷眞一議員。

１４番（鍛治谷眞一）
たしか私、調べているうちに、募集型の企画旅行は、町がやるとなかなか難しいというような情報も入りました。そこら辺は、私たちが努力をして、旅行プランを工夫してやりたいと思っています。できれば都内に泊まって、夜は、はとバスナイトツアーにでも出かけられるような楽しみもあればなというふうに思います。
幸い、あばれ祭には、これはあばれ祭だけじゃないんです。にわかであったり、とも旗であったり、どの町にもみんな祭りへの思いは強いものがあります。
ただ、あばれ祭は、祭礼委員会、八坂奉賛会、氏子総代会、それから、あばれ祭カウントダウンカレンダーというのをつくった、ここに小浦議員がいます。ここのメンバーたちは、たしか去年はクラウドファンディングを立ち上げて資金集めをしたはずで、あばれ祭運営改善協議会やったけ、何かそういうのもあってやられたそうなんですが、やっぱりこのまま能登半島が朽ちるわけにいかない、立ち上がるには祭りやというような思いを強くして、そのためにも歴博にみんなで行く日が。職員の皆さん、油断していたら駄目ですよ。互助会をつくって、ちゃんと職員ツアーも企画をしておあげしますから。そんなふうに積極的なご協力をお願いしたいと思います。
町の１階のホールには、能登高校書道部の子供たちが大書したものが貼ってあります。ここにこうあります。「能登が好き。理由なんてない。祭りがあるから、どこにおっても必ず帰ってくる。祭りを楽しむために」、こんなふうに書いてあります。
ひとつ、来年、末広がりの８は、もっとわーっというぐらいの祭りをやりましょう。がんの患者の私も、一回だけでも肩を入れてみたいと思います。ここにたんこぶもつくってみたいと思っています。どうか皆さんのご理解を進めたいと思います。
ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（市濱等）
以上で、１４番　鍛治谷議員の一般質問を終わります。

休　　憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩します。

１１時１０分から再開いたします。（午前１０時５７分）

再　　開

議長（市濱等）

会議を再開いたします。（午前１１時１０分再開）

それでは次に、１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。改めまして。

前置き、１４番の鍛治谷君と同じような文章を書いてきましたけれども、私が書いてきたのも、またここでちょっと言葉を言いたいなと思って。やっぱり同じ年代だから同じようなことを考えるんだなと思って、私はあれしておりました。

１１月議会、今１２月議会。新規でなられた吉田義法町長がいろいろと私たちに挨拶で述べておられます。その中で、一番、私、前から発想しておったのかなと思って。１１月のときに便利帳というものを町内に配布されました。１２月に私たちの町内に来ました。あと全町内、行っているのかどうか分かりませんけれど、１２月から発行するということで。

それを私、みんな町内の人たちにどうしとると。うちの町内は穴を開けて、近所の人たちはみんな玄関でつっておられます。最高の便利帳かなと思って、中身はあんまりあれですけれども、ゆっくりと見ておりませんけど、いいものが書いてあるなと思っております。その中で、１２月の議会の挨拶についても、いろいろと何もありませんでした。

だけど、世の中の流れがすごく、隣国の中で、世界情勢の中で、隣国、日本はどうなっていくんだろうという不安もあります。

それと同時に、皆さん町民の方は能登町どうなっていくんだろうということで、復旧・復興が進んでいるのかなということで認識しておられる人がおります。

だけど皆さん、私は思います。やっと令和８年の１月１日より、この１２月議会で副町長が決まって、これは能登町にとっては最高の宝になるんじゃない

かなと思っております。
そういうことで、吉田義法町長も、来年の８年、末広がりからは本当の町長になって、能登町の復旧・復興に励んでいくんじゃないかなと思って期待をしております。
そういう中で、本日は２点質問したいと思いますので、皆さんの理解と、また町長の答え、並びに職員の説明もひとついただきたいなと思っております。
この質問については、私、２回目でございます。この席に立って同じような質問でございますけれども、１点目の質問は、１点ずつやっていきたいなと思っております。
１点目の質問は、合葬墓について、能登町の。
再三にわたり、私はこの合葬場について質問しておりまして、前町長のときに２回目でやっと、つくりますという答えをいただいて、そして吉田町長になってからも２回目でございます。そのときに、１回目のときには場所その等、個数もみんな提示されました。
そういうことで、今の現状、合葬墓についての現状をひとつ、どうなっているのかなと思って、お答え願いたいなと思っております。

議長（市濱等）
折坂住民課長。

住民課長（折坂昭夫）
志幸議員のご質問にお答えします。
合葬墓の整備につきましては、令和６年能登半島地震以降、個人墓地の修復費用の高騰や今後の災害発生に対する不安の高まりを受け、町民の皆様からの関心が一層高まっていることを認識しております。これまでの議会におきましても、合葬墓の必要性や町の対応についてご質問いただき、その都度、現状や今後の方針についてご説明してまいりました。
今年度、合葬墓のデザインや建設位置を決定するための調査計画業務委託を発注しており、専門的な視点から最適な整備方針を決定しているところでございます。
今後は、調査結果を踏まえまして、令和８年度には建設に係る設計委託業務等を予定しており、具体的な建設に向けて着実に準備を進めてまいります。その後、必要な手続を経て、できる限り早期の建設着手を目指していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
以上です。

議長（市濱等）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

今、課長さんが言われましたとおり、私も同感でございます。能登町民の方々、この合葬墓について物すごく興味を抱いております。どうなるかなということで期待をしております。

私自身も正直言って、後継者というものがおりますけれども、長男は金沢のほうに行って、誰が俺の墓を見ていくんだろうという不安があるんです。正直言って。

しょっちゅう終活の問題を家族で会議しています。長男とも会議しています。まだ孫は小さいものですから、強制はしませんけれども、長男に対しては、こういうふうに町内で合葬墓をするから、この墓を始末してどうするなということも、いろいろと家族で議論をしておりますけれども、そういう家庭が多々増えているんじゃないかなと思っております。

そういう中で、これは後ろ向きな言葉かもしれませんけれども、やっぱり先祖というものについて重要視しなければならないと。ただし現状は現状でございます。そういうことで、この問題を重視している。

ただ、この問題がこうやってなってかって、私のところへ、すごいな、私もしょっちゅう三郷へ行ったときに、ここやここやということで認識、そこまで歩いていったことはないんですけれども、いろんな方々がおられます。

おい志幸、この合葬墓をつくるところは狭いがでないかいやということを言う人がおります。行くところの道路が狭いとか、それから場所が狭い、ほかの地域から見れば狭いんじゃないかとか、そういうことで言う人もおられます。

そういうことで、この問題について、今後そういう問題意見を拝聴したら、また吉田義法町長は意見を拝聴していくのかどうなのか、町長の答えをひとついただきたいと思います。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

合葬墓について再質問がありましたので、お答えしたいと思います。

場所についてですけれども、どこでもつくれるわけではございません。これは町においても個人においても同じであります。限られた場所の中で、しっかりと考えた上で、現在の候補地を選んでおります。

ですから、つくっていない状態では狭いなというふうにお感じになられる方もいらっしゃると思いますけれども、決してそういうことはないというふうに思っております。駐車場も整備いたしますし、そこに入っていただいたら、よかったな、自分の家族がそこに入るんだったら、こういうところだったら大丈夫だな、安心できるなというものを建設させていただきたいなというふうに思っております。

ただ、計画していく上で不都合な点がありましたら、速やかに変更等も考えていきたいなというふうに思っております。

議長（市濱等）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

町長の答えをもらいました。ここは完璧にちゃんと考えて考えてここを表示したわけでございますので、人の意見があったら、また考えながらやっていくということでしたね。町長。

それはやっぱりこれからの吉田義法町長の体制かなと思っております。全てに対してこういうような格好で、いろいろと町民の意見を拝聴して、またやっていきたいなということでございます。安心して、私はこの問題を今回で取り下げていきたいなと思っております。

それでは、２点目に移りますので、よろしくお願いします。

２点目の説明、防犯灯の設置を望むと。

正直言って、解体が進んで、私も割と地方のほうは回ったことはありませんけれども、私は能登町宇出津に在住していますので、解体が進んで今年の１０月で終わりということで、しょっちゅう夜、私は船を必ず夕方、私の財産なので見に行くんです。そのときに必ず宇出津の町を車でですけれども、人が出入りおるかな、それともあれかなということで回るんですけれども、今変わってきたことは何かというと、またちょっこり夜８時過ぎになると車が多くなってきた。それからもう一つは、生き物はタヌキでもキツネでもたまに出てくるようになりました。

そして宇出津の町を見れば、人の歩く姿も徐々に多くなってきています。徐々にですけれども多くなってきている。これは復興の兆しかなと思っておりますけれども。

ただし、一番、警察、有線なんかで防犯の問題が結構取り沙汰されております。泥棒、こういうものに気をつけてください。そういうことで、これは町内に言うんじゃなくして、町として能登町に防犯カメラを、学校その等にはある

と思いますけれども、結構防犯カメラが必要なんじゃないかなと思っておりますので、その問題について答弁願いたいなと思っております。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

防犯灯は、道路照明灯とは異なり、地域の防犯が目的であり、その設置は自治会等に委ねられております。現時点で町による新たな設置予定はございませんが、地域住民の安全確保や犯罪抑止に一定の効果があるものと認識しております。

地域で防犯灯の増設が必要と判断される場合は、自治会が申請者となり、能登町地域コミュニティ活性化事業補助金を活用していただければ、ありがたいなというふうに思います。

また、防犯カメラにつきましては、町といたしましては、個人のプライバシーへの配慮を行い、主に学校周辺に必要最小限の台数を設置しております。自治会による防犯カメラ設置につきましては、防犯等と同様に、能登町地域コミュニティ活性化事業補助金を活用することができますので、こちらにつきましてもぜひご検討していただければと思います。

議長（市濱等）

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

いろいろと防犯カメラは言われました。防犯灯その等、地域で申請してくださいということでございますけれども。

来年の中頃より、また一層、復旧・復興が目に見えた形でなってくるんじゃないかな。それはなぜかというと、正直言って、能登町の地場産業の水産の町ということで、海岸の整備が来年の１月から入ってきます。そうすれば、港の整備が進むと同時に、復旧・復興が進んできたなと思う。

その中で、今こうやって言いながらも、半分の防犯灯が切れて、ついていないという現状でございます。そういうことで、役場に言おうかな、委員長に言おうかなと思っても、そのままの格好でなっておるんですけれども、防犯灯。

それから、どこで泥棒が入ったとかあれはとか言っている中で、恐らくやこの問題が多発してくるんじゃないかなと。こういう過疎のところにも。

そういうことで極力、防犯カメラというものについて、インフラということ、

基礎整備ということで、一番の庁内、それから目に見えるところで防犯カメラをつけていけば、検討していけばどうかなと私は思っております。

そうすれば、今テレビ、紙上でこの奥能登の平均年齢が高くなってきております。そういう中で、やはりそういう方々が安全・安心な生活をするためにも、一つの行政のこれは役割かなと私は思っておりますので、そういう問題を提言させていただきました。

そういうことで、今日はいろいろと、あと来年、この問題も恐らくや１月１日より副町長と相談してまたやってくださるだろうと思って私は期待をして、今日の質問を終えたいと思います。

どうもどうもありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、１３番　志幸議員の一般質問を終わります。

それでは次に、４番　馬場議員。

４番（馬場等）

私も質問に入る前に少しだけお話をさせてください。

２０２５年の新語・流行語大賞は、高市早苗首相の「働いて働いて働いて働いて働いてまいります」が選ばれました。この発言については、様々な意見や解釈が示され、賛否を含め大きな話題となりました。そこで、私自身も私なりの解釈を述べたいと思います。

この発言がなされたのは、自民党総裁選の決選投票で勝利した直後でした。確かに勝利の高揚感から発せられた側面もあったと思われます。しかし私には、総裁として、そして総理大臣として国政を担うことへの強い覚悟がそのまま言葉として現れたものだと感じられました。

これまでの総理にあまり見られなかった飾らないストレートな表現だったからこそ、多くの人の心に響いたのではないかと感じています。何事においても覚悟を持って臨むことは極めて大事なことだと思います。私もそれに倣い、覚悟を持って働いて働いてまいります。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回は質問事項が多いため、時間をできるだけ有効に使いたいと思います。それでは早速、質問に入ります。

令和６年能登半島地震から間もなく２年がたとうとしております。あれほど大変だった避難生活の記憶でさえ徐々に薄れつつあります。しかし私たちには、ご支援してくださった多くの方への感謝とともに、次の世代へ令和６年能登半島地震や奥能登豪雨の記憶や記録を伝えていく責任があると思います。

そこで伺います。能登町として、令和６年能登半島地震・奥能登豪雨の経験

や教訓を体系的に整理し、能登町震災アーカイブとしてまとめる考えはありますか。また、既に町として取り組んでいる震災記録の保存や継承に関する事業などがあれば、その内容についてお聞かせください。

議長（市濱等）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、ご質問に答弁させていただきます。

令和６年能登半島地震の経験や教訓を体系的に記録、保存いたします能登町震災アーカイブの構築については、現時点で町独自のアーカイブを新たに作成する予定はございません。

町といたしましては、令和７年度、今年度実施しております災害対応検証業務におきまして、個人、団体、事業者の皆様へのヒアリングを実施しております。そこで、震災対応の経過や課題、教訓とご意見を幅広く収集しております。これらのヒアリング結果や検証業務の成果につきましては、報告書を作成の上、記録資料として整理、保存する予定としておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

公に公募ということを私は実は考えております。私ごとになりますが、２０１１年１月に私は会社を退職したわけなのでございますけど、それを機に日記をつけ始めました。東日本大震災が発生した年であり、以来１４年、欠かさず書き続けております。

しかし、能登半島地震が発生した日から３日間は、日記帳も手元になく、書けない状況でした。それでも記憶をたどりながら、チラシの裏など出来事を書き留めました。また同時に、携帯電話で被災した家屋や道路の状況も撮影してまいりました。同じような経験をされた町民の方も少なからずおいでになると思います。能登町震災アーカイブを作成する意義については、町民の皆さんも十分理解いただけるものと考えます。

一方で、現在、町は災害からの復旧・復興対応に追われている状況で、アーカイブの本格的な作成には相当時間を要することも理解できます。

しかし、震災から２年が経過し、町外へ移転されるなど既に町を離れた方も少なくありません。このままでは能登半島地震、奥能登豪雨の記憶や記録が失

われるおそれもあります。
　そこで、これらの大切な震災体験を後世に残すためにも、できるだけ早期に町民から体験記録や写真、動画、日記、メモ等の資料を広く募集し、収集だけでも先行して進めておくべきと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

議長（市濱等）
　山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
　震災の記憶や体験が風化しないよう、町民の皆様から体験記録や写真、動画、日記、メモなどの資料を早期に広く募集し、収集しておくべきとのご意見につきましては、貴重なご指摘と認識しております。
　町では、今年度の災害対応検証業務の一環といたしまして、町民、団体、事業者の皆様へのヒアリングを実施し、その際には、貴重な体験やご意見、あるいは写真、動画等を記録、収集しております。また、そのほかの町民の皆様からの体験記録や資料の提供につきましては、県が整備するデジタルアーカイブの仕組みを利用し、広く県民、町民の皆様が閲覧、活用できるようにしてまいりたいと考えております。
　町といたしましては、今後も県と連携し、震災の記録と教訓を確実に後世に伝えるとともに、町民の皆様のご協力をいただきながら地域の防災力向上や復興の取組に生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　能登町として能登町民から広く公募するような活動は、今の感じだと何かしないような感じでしたが、できれば能登町、例えば自分なんかでも避難所でずっと１か月、２か月おったわけですけど、いろんなところでいろんな体験をされて、そしていろんなところの写真を撮ったり、いろんな不足しているところとか、なかなか本当に現場で、皆さん被災者ですからみんな同じなんですけど、そういう意見というものは、意見とかそういう写真とか、そういうものはぜひ能登町として早期に、アーカイブはなかなか何回も言いますけど、すぐにできるものではありませんけど、収集しておくということは非常に大事なことかなと思いますから、またひとつ再考のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

私は、今年３月の一般質問において役場第２駐車場に関する質疑を行いました。質問は２点でした。１つ目は、行政財産である役場駐車場の民間事業者への貸付けは適正な手続を踏んでいるかというその疑問点。２つ目は、第２駐車場は梶川の洪水浸水想定区域に含まれており、この場所は民間施設を建てる場所としては適切ではないのではないかという点でした。しかし、これらの質問に対する町からの回答は、私にとって十分に納得できるものではありませんでした。

そこで今回は、２点目の梶川の洪水浸水想定区域に位置する第２駐車場に建設予定の民間施設について伺います。

昨年９月及び今年８月にも第２駐車場の一部が冠水しました。現在、梶川の堤防は崩落し、復旧工事も停止している状況と書きましたけど、今日見ておったら復旧工事をやっておられました。ですが、当初予定していたお聞きしたいことは、令和７年度中の民間施設の建設計画となっておりました。これに変更はないのか。また、この第２駐車場の半分を民間事業者へ貸付けしたことにより、庁舎を訪れる町民から不便を訴える声はなかったのか。さらに、周辺の民間施設から苦情等は寄せられていないのか。併せてお尋ねします。

議長（市濱等）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

では、答弁させていただきます。

まず、第２駐車場の冠水リスクにつきましては、昨年９月及び今年８月の豪雨時にも一部冠水が発生したことは確認しております。特に梶川周辺では、現在、護岸の崩壊が生じており、復旧工事が継続している状況です。

この貸付けを行って建設を予定されております交流拠点の整備につきましては、当初、令和８年１月、今年度、令和７年度中のオープンを予定しておると聞いておりましたが、諸事情によりまして同年夏頃にずれ込むとお聞きしました。町としましては、工事の進捗状況を注視いたしまして、必要に応じて町民の皆様へ情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、第２駐車場の貸付けに関しましては、地方自治法に基づき、駐車スペースに余裕があると判断した上で実施いたしました。令和７年の確定申告受付会場設置時など、来庁者が特に多い時期において現状を観察したところ、第１、第２駐車場ともに一定数の空きが確認されました。

そして、大きな混雑や利用者からの著しい不便の声は現在私のところには届

いておりません。また、周辺民間施設からの苦情につきましても特段の報告は受けていない状況であります。
　駐車場につきましては、今後も適正な利用について周知を徹底するとともに、大規模イベント開催時や利用が集中する時期におきましては、臨時駐車場の確保や隣接駐車場への誘導など町民の皆様の利便性確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　令和８年８月ということですね。延期になったということですね。夏頃ということですね。
　それに関してというか、一つだけ追加で質問してよろしいですか。一つしか言ってないから。

議長（市濱等）
　どうぞ。

４番（馬場等）
　第２駐車場の質疑に関しては、吉田町長が議員時代に取り上げたものです。吉田町長が取り上げたのは、要するに３億円ほどかけてつくった行政財産、それを民間施設に、たしか年間６５万円で貸し付けるということに関しての質疑だったと思うんですけど、去年の１１月１日に一応契約で受け渡しで、あっちというか民間施設のほうへ行っていると思うんですけど、貸付けになっていると思うんですけど、もう１年たちました。それで変な話、その６５万円というのは、貸付金ですね、それは入金されておるのでしょうか。

議長（市濱等）
　山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
　今ほどのご質問は、民間施設への貸付料金の納付についてかと思われます。
　貸付料といたしましては、令和６年は１年分ではなくて、貸付期間が年度途中から始まりました。その分はもちろん納付いただいております。また今年度、令和７年度分につきましては、３月末までに１２か月分を納付いただく予定で

す。これは納付いただきます。

議長（市濱等）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　そういうことですね。
　ただ、やはり自分の耳なんかにも、第２駐車場が貸付けされたことによって駐車場の止めるところがないという話は出てきます。聞こえてきます。
　そういうことで、事業者とかいろいろおられたり、もしかして病院関係もあるのかなと思ったりもしますけど、なるべく違法な駐車をされている方は駐車されないように、皆さんの行政財産ですから、ちゃんと利用していただきたいかなと思います。
　それでは、次の質問です。
　次の質問は、復興公営住宅に関する質問です。
　先ほども話があったかなと思うんですけど、令和７年６月２５日から７月３１日の間に行われた第２回能登町住まいの再建に関する意向調査によると、この中の復興公営住宅への買取りへの興味について、「できれば買いたい」７％ですが、「今後検討してみたい」が４０．６％ありました。合わせると約５割近くの数字となりました。
　町長は、議員であった当時、町民の定住を図る観点から、戸建て住宅を整備し、将来的に譲渡する考えを持っていたと記憶しています。また、近隣の市町においても戸建て型の復興住宅の整備をしている例が見られます。
　そこで伺います。今回の意向調査の結果を踏まえ、戸建て住宅の必要性について町長は現在どのように考えているのか。
　また、今後検討してみたいと回答について興味を示した多くの方は、将来的な譲渡の具体的な時期、そしてその際の譲渡価格がどの程度になるのか強い関心を寄せていると考えられます。そこで、町として譲渡が可能となる時期及び譲渡価格をどのように想定しているのか、併せてお答えください。

議長（市濱等）
　吉田町長。

町長（吉田義法）
　公営住宅の譲渡に関しては、幾つか条件がありますが、住宅の耐用年数の４分の１が経過し、その時点での適正価格で国の承認が得られた場合、譲渡でき

ることとなっております。
　木造住宅の耐用年数は３０年でありますので、７年半経過すれば譲渡可能となります。さきの災害時には、耐用年数の６分の１が経過した５年で譲渡可能とした例もありますが、その時点での適正価格は、公営住宅で定められた計算方法によるか不動産鑑定額となりますので、現段階では価格をお示しすることはできかねます。
　第２回能登町住まいの再建に関する意向調査において、復興公営住宅の買取り意向について、「できれば買いたい」、先ほど馬場議員も説明されましたが７％、「今後検討してみたい」が４０．６％という結果が示されました。
　この調査により、ぜひ買い取りたいと考えている世帯は少ないものの、支援のさらなる拡充などによっては検討したいということだと考えられます。これは、被災者の皆様が将来的な住まいの安定や定着に関心を持っていることの表れであると認識しております。
　私も町民の定着を図る観点から、戸建て住宅譲渡の考え方については、議員時代と変わってはおりません。しかし、現制度においての譲渡価格、現状では時価を基準とするのですが、現時点では建設コストが高騰しており、過去の災害と比べますと買取り価格が高くなることなど、被災者にとって有効な支援策とは言い切れなくなりました。
　しかしながら、住宅再建するに当たりどのような方法がよいかということは、数字を示し、比較していただく必要があるというふうに考えております。譲渡価格につきましても、ある程度の数字を求めてまいりたいというふうに考えております。
　被災された方々の生活再建を最優先に、安心して住まいを確保できるよう、引き続き丁寧な対応を進めてまいりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　ありがとうございます。町長の思いも、私の思いも同じです。
　特にこっちの奥能登のほうは高齢者が多いですから、なかなか子供たちは、過疎地でありますし子供たちが帰ってきて家を継ぐということがなかなかないものですから、どうしても家を建てるということが少ないというか、そういうふうにはなれないという事情もあります。できれば戸建てで住めるというのが、公営住宅としてニコイチ、災害住宅としてはいいかもしれませんけど、将来的に公営住宅して残すのでしたら、戸建てで、しかも移住の人も住めるような感

じになるかなと思います。
　そこら辺、またしっかりと町長のほうで、いろいろと国のほうで、またいろんな補助もお願いしたりして、できるだけ戸建てのほうも諦めずにやっていただきたいかなと思います。

休　　憩

議長（市濱等）
　馬場議員の一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。
　午後１時より、馬場議員の一般質問から再開をいたします。（午前１１時５５分）

再　　開

議長（市濱等）
　それでは、午前中に引き続き会議を開きます。（午後１時００分再開）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　それでは、午前中に引き続き、よろしくお願いいたします。
　最後の質問になります。
　第２期能登町公共施設等総合管理計画・個別施設計画について伺います。
　先日まで行われていた地区別住民懇談会においても本計画の説明がありましたが、今回示された第２期計画には極めて大きな疑問を抱いております。
　前回改定の令和３年１２月から約４年が経過し、その間、令和６年能登半島地震や奥能登豪雨が発生し、多くの公共施設が被害を受けました。人口減少も一層進行しています。
　しかし、第２計画での主要な数字を比較すると、前回とほとんど変わりません。具体的には、住民１人当たりの延べ床面積は１１．７９平方メートルから１１．７３平方メートル、年間投資可能額は１２．５億円から１２．１億円と僅かな減少です。更新必要額は１９．１億円から１９．３億円と僅かな増加にとどまっております。さらに、延べ床面積の削減目標は前回と同様の３６％のままです。
　これらの数値を見る限り、今回の第２期計画が地震被害の実態や人口動向の変化を十分に反映したものとは思えず、前回計画の数字をほぼ踏襲しただけではないのかなと疑わざるを得ません。
　加えて、前回改定時には予防保全の考え方を取り入れると説明されましたが、

第２期計画の試算は、依然として施設が壊れてから補修や建て替えを行う事後保全型を前提としたものになっており、計画的な補修により施設長寿命化をする予防保全型の考えが反映された形跡が見受けられません。

以上の点から、現行の第２期計画の信頼性について疑問を持たざるを得ません。

そこで、以下の点について伺います。

第２期計画には、その中には令和６年能登半島地震及び奥能登豪雨による被害状況を踏まえたものと明記されております。しかし、計画の基礎となる対象延べ床面積について、具体的にいつ時点のデータを用いて算定しているのか説明されておりません。

そこで伺います。本計画で用いられている対象延べ床面積は、何年何月時点の能登町公共施設状況調査――総務省ですね――のデータに基づいているのか。また、第２期計画における将来更新費用は、第１期計画同様、事後保全を前提とした試算になっていますが、今回の第２期計画において、なぜ予防保全の考えを反映した数値目標となっていないのか、併せてお答えください。

議長（市濱等）

吉村企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、馬場議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画、そして個別施設計画につきましては、令和６年能登半島地震及び奥能登豪雨により庁舎、学校、公民館、観光文化施設、インフラ施設など、多くの公共施設が甚大な被害を受けたことから、施設の再編方針を見直す必要がございます。

このため、既に策定済みの公共施設等総合管理計画、そして個別施設計画につきまして、計画の見直しに着手しているところでございます。

まず初めに、第２期の計画の基礎となります対象延べ床面積についてでございますけれども、本計画は、地震、豪雨による被害状況を反映し、令和７年３月末時点の能登町公共施設状況調査を基礎データとしております。

次に、将来更新費用についてでありますけれども、将来更新費用につきましては、総務省が示しております標準的な試算手法により算出しており、延べ床面積、標準単価、想定耐用年数等に基づきまして算定をしております。

したがいまして、第２期計画におきましても、この国の標準的な手法に準拠しつつ、長期的な財政負担の大きさを比較するための判断基準として将来更新費用を示したものでございます。よって、そうでありますけれども、決して予

防保全を行わないことを意図しているものではございません。
　第２期計画には、管理に関する基本的な方針において、予防保全を前提とした維持管理方針を示すこととしており、今後は予防保全の取組を着実に進めることで財政負担のさらなる平準化、縮減につなげていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）
　４番　馬場議員。

４番（馬場等）
　令和７年３月末の述べ床面積ということで聞きましたけど、それはどういうことなんでしょうかね。被災をしている施設であっても、延べ床面積はそのまますることになるんですか。
　そうなると、計画の正確性というのはどうかなと思いますね。将来的にはそれはなくなったり減っていくということが明らかになっている時点で、前の延べ床面積で将来の計画を立てるというのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思います。
　それと、総務省の試算のやり方でというんですけど、先ほど課長が答えられたのも、自分は令和３年１２月に同様のというか、この総合管理計画と個別施設計画についての質問も行っております。そのときの回答も、やはり予防保全の考え方を計画すべきとの提言をそのとき自分は行いました。令和３年１２月、前のときですね。その際の町からの答えというのは、公民館や図書館など多くの人が利用し利用頻度も高い施設については、予防保全の管理を行い、長寿命化を図ることで財政負担の軽減と平準化を取り組むと、全く今と同じような答えがありました。
　それからそういう考え方は盛り込まれていないということですね。今回。そういうことで、やはり総務省は国でやって、奥能登のほうの大きな地震の後の公共施設の新たなる計画の立て方において、予防保全の考え方をしっかりと入れないと、正確な計画は立てられないと思います。
　これでは総合計画は計画のための計画であり、それに大きく影響される個別施設計画は、本当に能登町の将来を見据えた実効性のある計画となっているのか甚だ疑問です。
　そこで次に、個別施設計画について質問いたします。
　第２期の個別施設計画では、個別の施設の除去、集約化などの再編手法が示されています。これはこの前の説明会でもありました。しかし、公共施設というものは、そのものの利用価値だけではなく、地区における避難所の拠点とし

ての役割や地域づくりの拠点としての機能など複合的な役割を担っています。
その意味で、公共施設の配置を効率性や運営のしやすさから集中させるのではなく、防災計画や復興計画との整合性を十分考慮して、各地区、少なくとも復興計画における地域拠点に分散させることが必要だと私は考えます。
そこでお聞きします。今回の第２期個別施設計画は、公共施設の配置について防災計画、復興計画との整合性が十分考慮されていますか。お答えください。

議長（市濱等）
吉村企画財政課長。

企画財政課長（吉村泰輝）
それでは、ご質問にお答えをいたします。
第２期計画と防災地域づくりとの関係性についてでございますけれども、第２期計画では、個別施設の除却、集約化など再編手法を示しておりますけれども、公共施設が避難所や地域づくりの拠点として複合的な役割を担っているということは十分認識しております。
来年度から被災の教訓を踏まえまして地域防災計画の見直しをすると予定しておりますけれども、その中で避難所の機能の強化や地域拠点の位置づけを整理するということとしております。
施設の再編に当たりましては、こうした防災計画における指定避難所や地域拠点の考え方と整合性を図りつつ、災害時の拠点機能と平常時の地域づくりの機能を両立できるよう慎重に検討を進めてまいりますので、ご理解願います。
そして、先ほど議員さんのほうから、第２期の計画の中には予防保全に関することが入ってないんじゃないかというようなご質問があったわけですけれども、再度お話しいたしますけれども、第２期計画におきましては、予防保全の考え方は、管理に関する基本的な方針において予防保全を前提とした維持管理方針を示すということにしておりますので、予防保全の取組をここで着実に進めることで、財政負担のさらなる平準化、縮減にここでつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
以上です。

議長（市濱等）
４番　馬場議員。

４番（馬場等）
前回、令和３年１２月の一般質問においても、予防保全を行った、例えば新

潟県の見附市でしたかね、そこの予防保全を行った場合と事後保全だけの場合との比較を多分そのときも言っていると思うんです。大体４割ぐらいは事後保全から見ると安くなるということでなっておりました。過疎債あたりを使うともっと安くなるというふうな事例もたしか示したと思います。

今回、第２期と第３期といろんな数字、先ほど比べてみましたけど、ほとんど変わっておりませんから、予防保全を行うと言いながら、なかなか数字に反映していないということは、もう一度しっかりと見ていただきたいと思います。

それと、防災計画だけじゃなくて復興計画との整合性も含めて、公共施設総合管理計画・個別施設計画は見てほしいということを先ほど言いました。

そこで、具体的に指摘いたします。第２期個別施設計画（案）では、七見健康福祉の郷なごみの温泉プール棟が除去、取り崩しの対象とされております。しかし、なごみは健康福祉の増進を目的とした施設であり、温泉と軽度のトレーニング機能を通じて、町民の健康維持や介護、医療費の抑制に大きく寄与してきました。また、震災後においては、心のケアや地域のつながりの再生、孤立防止といった面でも極めて重要な役割を果たすことが期待されており、災害後だからこそ、その必要性は一層高まっていると思います。そういう施設だと考えます。

さらに、なごみは、防災の観点から見ても鵜川地区における少ない指定避難所、避難場所であり、復興の面においても鵜川地区のまちづくりを支える地域拠点として極めて重要な位置づけにあります。

このように、健康、福祉、防災、復興という多面的で不可欠な役割を担うなごみの温泉プール棟を除去すべき施設と判断していることが、防災計画、復興計画と本当に整合していると言えるのか、強い疑問を感じます。計画の整合性が確保されていないまま除却を進めるのであれば、計画そのものの妥当性が問われます。

私は、以上の観点から、なごみは除却すべき施設ではなく、再建すべき施設であると考えます。改めて町の考えを伺います。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

３つ目の質問にお答えする前に、先ほどの質問の中に、地震に遭った後と遭う前の公共施設の延べ床面積が変わってないというふうにご指摘されたかなというふうに思っておりますけれども。

ではないですか。

私はそういうふうに感じたんですけれども、今現在、使えない施設もありますけれども、今後その施設は再整備される可能性もありますし、集約化される可能性もありますし、まだ解体もされておりませんし、なくなったわけでもありませんので、延べ床面積というのは現在変わらないというのが当たり前かなというふうに思っております。

３つ目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

健康福祉の郷なごみは、私も勤務しておりましたし、健康福祉分野における重要な施設であったと。これは認識しております。

なごみは、温泉機能、プール機能、そして地域拠点機能の３つの機能を合わせた施設であります。第２期計画では、この３つの機能をそれぞれの施設へ分散や集約化させる予定としております。

まず、温泉機能につきましては、町内の民間温浴施設やほかの公共施設における温浴機能の充実などにより、地域全体としてその機能を維持していく方針であります。

次に、プール機能につきましては、新設を予定しております体育館に屋内プールとして併設することとしております。学校教育の水泳授業にも活用することで、健康づくりと学習環境の両面での充実を図る考えであります。

また、地域拠点としての役割につきましては、公民館機能の強化や複合化も視野に入れつつ、平常時の地域づくりの拠点と災害時の避難拠点の機能を一体的に確保していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、なごみが担ってきた役割については、今後、復興計画や地域防災計画との整合性を図りながら、プール機能の体育館への集約、公民館機能の強化、民間施設等の役割分担といった具体策を丁寧に考え、地域住民の皆様のご意見を伺いながら町としての最終的な方向性を判断してまいります。

町といたしましては、震災後の地域のニーズや安全・安心の確保、健康福祉の向上を総合的に勘案し、こうした役割分担を通じて、財政負担とのバランスを図りつつ、町全体として福祉の向上を確保してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（市濱等）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

防災も復興計画、要するにまちづくり、それも含めた総合管理計画、それから公共施設総合管理計画、それから個別施設計画であってほしいと思います。

役割を分散するということになって、なごみという施設がなくなるわけなんですけど、なごみの機能とか役割は、さっき町長のほうもおっしゃったとおりなんです。

ただ、やはり分散して、復興計画において、例えば鵜川地区ならば地域拠点として残していくということなもんですから、そのときに、なごみがなくなることによって、防災であったり復興まちづくりであったり、その施設が一つなくなるということもちゃんと考えてほしいと思います。

それともう一つ考え方は、例えば、なごみは赤字が出ていたからなかなか被災前においても、被災前においては大規模改修となっていたんですけれども、被災後、除却するというふうになっておりますけど、公共施設というのは、施設単体の収支だけで見れば赤字と評価されるかもしれません。しかし、それだけで施設の価値を判断するのは適切ではないと思います。単に単年度の施設改修だけ、赤字だから除去するとの判断であれば、公共施設そのものの存在意義そのものが否定されることになりかねません。

医療、介護、福祉、防災といった町全体の影響を総合的に評価すれば、なごみは単なる赤字施設ではなく、十分に価値のある、再建する価値のある公共施設だと考えております。

１２月１日に鵜川地区で開催された住民懇談会では、質疑の時間が限られていたため、なごみの再建についての十分な要望を伝えることができませんでした。そのことを残念に思う声が会終了以後、私の元にも数多く寄せられました。

こうした声を受けて、町のほうに鵜川地区として、何とか再建してほしいという署名活動を行おうという動きが出ております。そういったことで、真摯に、またそれに対して町のほうもぜひ受け止めてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（市濱等）

以上で、４番　馬場議員の一般質問を終わります。

それでは次に、１０番　酒元議員。

１０番（酒元法子）

それでは、始めさせていただきます。

熊対策についてお尋ねいたします。

全国的に熊に関する被害が続いておりまして、隣接する珠洲市や穴水町でも熊の目撃情報などが伝えられておりますし、石川県ホームページでも２０２４年度の県内の熊の出没件数は４２０件と発表されており、本年春にはツキノワグマ出没警戒準備情報を発令しています。

今年のようにブナの実などの凶作年には熊が市街地に出没しやすい可能性が大きいとされており、過去には能登町でも熊の痕跡情報が発表されております。これから冬を迎える能登町での熊対策の現状と課題について伺ってまいります。

これまでの熊に対する認識は、熊は臆病であることから、熊鈴等を身につけていれば容易に近づいてこない等の情報が有力でした。しかしながら、昨今は車や人が行き交う市街地にも出没するほか、車にも走って近づき攻撃を加えるなど、これまでの概念を覆す動画も見ることができます。これまで、熊が恐れていることと思われる状態が、熊にとっての脅威ではなくなってきているのではないかとの報道も数多く見ることができます。

そこで、私ども人間も熊に遭遇しないための正しい知識を身につけなくてはならないと考えます。熊が人に近づかないように用心する方法、生活圏の維持管理の仕方、猟友会と町との関係の構築、警察による駆除等の新しい法令も含めた駆除体制は準備されているのかどうかについて伺います。

なお、本年の町内や近隣での熊の目撃情報と併せて、町としての見解をお聞かせください。

議長（市濱等）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

酒元議員のご質問にお答えいたします。

連日のように全国で熊による被害を伝える報道が上がっております。奥能登にはいないとされていたツキノワグマですが、令和３年度には当町でも初めてドライブレコーダーにはっきりと映り込んだ姿が確認されております。

昨年からは、今年、今まで４件の目撃情報がありました。能登町で。現地や映像を確認した結果、熊と断定することはできませんでした。しかし、先ほどのように過去にツキノワグマが確認されておりますので、猟友会の猟銃免許を取得した人を獣害被害対策実施隊に任命し、その実施隊員と町の職員、警察官で現地確認とパトロールを行って、状況に応じて告知放送による注意喚起をしております。

また、県内先進地を参考に、現在、緊急銃猟マニュアルというものを作成中であります。今年度中には策定する予定にしております。これによって、民家周辺、市街地とかに熊が出没した場合、緊急銃猟は可能になります。

また、全国的な課題でもありますが、有害捕獲に多大な尽力をいただいている猟友会員の皆様が高齢化などが主な理由となって、令和２年度には１２６人おいでましたが令和６年度には９４人と年々減少しております。

町では、資格取得や更新時に係る経費の助成を行っており、新規の資格取得者もおいでております。しかし、それ以上に更新しない方が多いといった厳しい現状となっております。

１１月に報道のあった国のクマ被害対策パッケージに、関係省庁が連携した様々な支援がございますので、石川県と相談しながら有効な熊被害対策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

１０番　酒元議員。

１０番（酒元法子）

ありがとうございました。

大変危険な仕事でありますので、十分理解できるんですが、もう一つだけお聞きしたいのは、猟友会のメンバーが少ないと、なかなか思うようにいかないとしたら、近隣の市町の猟友会の皆様と協定を結んで地域を守る体制を構築しているのでしょうか。お聞かせください。

議長（市濱等）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

酒元議員さんがおっしゃっていた近隣の、周りの猟友会の会員の方々と協同での駆除隊とか実施隊というのを編成できないかという話ですよね。

それにつきましては、今うちらの町の中では、猟友会の、猟友会はまだ昔のカテゴリーというか団体で、鳳至支部、珠洲支部となっております。ということで、今のうちの町には旧能都町、旧柳田村の鳳珠支部の猟友会の方々、それと旧内浦町の方は珠洲支部の方々ということで、支部でいうと２つの支部が合体してうちの町の猟友会の方となっているんですが、今現在、輪島の属している猟友会員が能登町で何か被害なり情報があったときに、はせ参じていただけるかどうかというところまでは、まだそこまでの調整はしておりません。

現状は以上です。

議長（市濱等）

１０番　酒元議員。

１０番（酒元法子）

よく分かりました。
大変大切なことであると思いますので、来シーズンのためにも、何とか地域を安全な町として暮らすことができますようによろしくお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。
次は、空き地の雑草管理についてお尋ねいたします。
能登町でも少子・高齢化が進み、空き家と休耕地が増加傾向にあります。空き家と休耕地の雑草対策がこれまでも問題視されてきましたが、震災から１年以上が過ぎ、震災により倒壊した家屋の公費解体後の空き地の雑草管理もできないとの声が寄せられております。
夏は防犯上、冬は防火の観点から、雑草の刈り取りは非常に重要と認識いたしております。避難所や遠隔地での生活を余儀なくされた地権者には、自前での管理ができない状況であると思います。また、高齢であるがゆえに機械による草刈りもできないし、草刈りを業者にお願いしたくても来てくれないとの声が多く聞こえてきます。
私有地の管理事業を町の公費で行うことは大変に困難であることは承知しておりますが、国、県の事業により、町内の空き地の雑草対策の事業化はできないのでしょうか。執行部の見解をお聞かせください。

議長（市濱等）
吉田町長。

町長（吉田義法）
能登半島地震では、家屋等が被災し、申請に基づき公費解体が進められ、現在では多くの空き地が見受けられます。
空き地の管理につきましては、その所有者の責務でありますが、ご自身での対応が困難な場合は、例えばシルバー人材センター等のご利用をご検討いただければと思います。シルバー人材センターでは、空き地をはじめとした様々な箇所の草刈りや清掃、不用品の処分等のお手伝いを行っていただいております。また、草刈り後の雑草の成長を抑える防草シートの設置も行っていると聞きました。
能登半島地震や奥能登豪雨の被災により、当町や隣接市町でも多くの空き地が出現し、その維持管理に係る経費負担が課題であることは認識しております。今後、県内のほかの市町の対応状況等を調査いたしまして、課題に対する支援策について検討してまいります。
また、農地につきましても、所有者の責務であることは同様でありますが、農地の管理に係る集落支援事業の多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払

事業を活用して、集落内で助け合いながら保全管理していただきますようお願いいたします。

議長（市濱等）

１０番　酒元議員。

１０番（酒元法子）

よく分かりました。

屋敷や田畑の周りをはじめ、山の管理に至るまでの雑草の管理には多くの時間と手間がかかりますので、大変なことは承知いたしておりますが、とにかく高齢化は最近始まったことではありませんけれども、高齢者世帯の雑草除去には大変な負担がかかるということからお願い申し上げました。

昨年の地震、そして台風によって、町は大きく破壊され、自立にはまだまだ時間がかかると思います。先ほどの質問でも申し上げましたとおり、草むらに熊が隠れることができないように草刈りを積極的に実施してほしいと思いますけれども、そういういろんな制約があるということであれば、またシルバーセンターですか、そういうところにもお願いして皆さんに力を貸していただくことになると思いますけれども、なかなか思うとおりにならないのはよく分かります。

地震とか台風はもちろんのこと、熊も立派な災害ではないかと考えておりますし、災害特例の補助をみんなの生活のために使えるのではないかと思いましたけれども、それが都合悪いということですので、以後は熊対策に由来する雑草管理としてのぜひ国、県に実施の事業を町として要望していただけますようお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、次に参ります。

被災した町民の税対策についてお伺いいたします。

昨年発生した震災により、経済的展望が見込めない中で、納税の義務を果たすことは誠に苦しいとの声を数多く聞いております。震災後１年以上が経過し、生活のリズムは何とか取り戻し始めている状況でありますが、税金の心配は震災直後からついて回ります。

税金を払いたくても、日常生活に必要なものから買いそろえることがやっとで、税金まで手が回らないというのが、被災された町民の偽らざる心境であると思います。税金の対象となる家が全壊して、そもそも能登町内に住むことができない方にも、仮設住宅にお住まいの方にも、所有されている土地には一様に課税されます。

発災は１月でしたから、執行部の方々も自宅が被災されて、課税事務もままならない１年であったと思われます。執行部の方々にも大変なご苦労をなされている中とは思いますが、納税者の立場から考えますと、明日の生活を立て直すことが最優先であるにもかかわらず、まだまだ確立していないままのところへ納税通知書だけが個人、法人を問わず郵送されてくることは、焦りや怒りの元凶となるのではないでしょうか。

これまで震災があった地域では、税制上の特例措置が受けられるということは聞いておりますが、何の税金がいつまで、どんな措置であるのかがまだまだ周知できていないと感じております。税の特例措置について、執行部はどのように周知し、対応されてきたのでしょうか。執行部の見解をお聞かせください。

議長（市濱等）

蒲田税務課長。

税務課長（蒲田政彦）

それでは、酒元議員のご質問に答弁させていただきます。

震災により町民の皆様の生活や経済活動に大きな影響が生じている中、納税に関するご負担やご不安の声を多くいただいております。

税制上の特例措置につきましては、現時点では、固定資産税や都市計画税において被災した住宅や土地に対して軽減措置が講じられております。具体的には、罹災証明書が半壊以上で、家屋を解体した場合、その底地であります宅地について、令和６年度、令和７年度に限りますが住宅が存在する場合と同様の６分の１の軽減措置が受けられます。令和８年度以降については、国の動向を注視し、必要に応じて対応してまいります。

また、半壊以上の家屋の所有者等が令和１１年３月３１日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合や改築した場合には、その取得または改築された家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得翌年から４年間、固定資産税及び都市計画税を２分の１に減額する特例措置も設けております。

これらの特例措置については、納税通知書に案内文書を同封、広報やホームページでの情報の掲載、また窓口や電話での個別相談においてもお知らせしております。

今後も引き続き、町民の皆様に分かりやすく情報提供を行うとともに、必要な方が適切に特例措置を受けられるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（市濱等）

１０番　酒元議員。

１０番（酒元法子）

よく分かりました。

特例措置が罹災証明によるとしたら、なかなか線引きされていて、その上は越せないということだと思います。

私、今ちょっとなんですけれども、窓口へもし税金対策、いろいろ相談に来られる方々のために、窓口に出られる人は本当によくしていただいているかと思いますけれども、中には悲しくなるような対応の仕方の人もよくお聞きしますので、その点どうか、税金というのは何度聞いてもあまりいい感じは持てないところに、わざわざ出向いてお話を聞こうと思って参りますと、そっけない返事とかいろいろ冷たいようにあしらわれたりすると、もっと悲しくなると思いますので、その点どうか注意をしていただきたいなと思うんです。

わけても病院と同じように笑顔で対応していただけたら、何とか気持ちが楽になるのではないかなということも申し上げさせていただきたいと思います。

今、私、この答弁を聞きながら感じたことなんですが、参考までに。答弁は要りません。参考までに、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

一生懸命に復旧・復興に町は頑張っていると思います。それは見ていて分かりますが、町が本当に復興するには、道路や水道の再建にとどまらず、住宅を再建し、町の人々が戻り、安心して住み続けられてこそ実現できるのではないかと思います。

住宅も修繕が必要であり、公費を出してほしいという町の人の思いは痛いほど分かりますが、町の財政には限りがあり、国の法律に従い、住宅への公費支援に線引きせざるを得ないのも事実です。

しかしながら、諦めていては町の人は希望を持てませんし、再建に向けた力も湧きません。そもそも被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災をきっかけに創設され、その目的には、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すると記載しています。

また、この間、自然災害に被災した自治体と地域の人々が国や都道府県に要請し、法律が複数回改正され、そのたびに支援の対象が拡大されてきました。

ぜひとも町の人が求める住宅にも公費支援が届くよう、町長以下、職員の皆様も、国や県に機会があるごとに町の人の声を届ける要請をしていただきますよう切に願って、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

休　　憩

議長（市濱等）

ここでしばらく休憩いたします。

再開は１４時ちょうどということで、よろしくお願いします。（午後１時４７分）

再　　開

議長（市濱等）

それでは、会議を再開いたします。（午後２時００分再開）

次に、６番　金七議員。

６番（金七祐太郎）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思いますが、その前に少しだけお話しさせていただきたいと思います。

今年の漢字は「熊」だそうです。先ほど酒元議員も熊の質問をされました。私は「米」かなとも思いながらも、やっぱり熊か、それだけ関心が高いのかなという思いでおりました。

私とすれば、能登町、今年は復興元年、本当に３月からいろいろあった年だなと。本当に激動の１年だったなと思います。

そこで、私の今年の漢字は復興の「興」。音読みでは「きょう」、訓では「おこる、おこす」。私も改めて、復興に向けて自分の心を震わせて、新しい町をつくっていこうという思いで「興」という漢字を選ばせていただきました。

町長、通告はしてないので、もしよろしければでいいんですけど、町長として今年１年の漢字があれば、また答弁の中でお答えいただければと思っております。

それでは、令和６年能登半島地震及び豪雨災害復旧に向け、質問に入りたいと思います。

能登半島地震・豪雨、多くの方が被災され、家や職場を失いました。特に鵜川地区や松波地区では、解体が進み、空き地が広がっている状況であります。

私は、能登町では自主再建となりわいの再建は、人口減少を止める中で、この２つがセットで最重要だと考えています。

最近、金沢や金沢近郊で家を買ったほうが能登で新築するより安い。また、仕事場、なりわい、買物や交通機関の便利なところにアパートを借りたほうが楽でいい等々、町外に移住した人。最近でも能登町で再建を考えた人も、やっ

ぱり資材高騰、物価高などで、私もやっぱり出ようかなというお話を多々聞くことがあります。
私もそのうちの一人ではありますが、何とか能登町で頑張りたいと思っておりますので、この２点に絞って質問をさせていただこうと思い、質問いたします。
被災者の現在の状況を分かる範囲でお答えいただければと思います。
まず、自主再建の状況。町内再建と町外に移住した状況、購入や借り上げなど、分かる範囲でまたお答えください。
そして、なりわい再建の状況。法人（会社）及び一般事業者の再建及び廃業の状況、また、なりわい再建制度の利用状況。申請をできず途中で諦めた方の数など、もし分かればお教えください。
また、新たな事業所の状況や官民連携の具体的な実績などがあれば、お答えください。

議長（市濱等）
折坂住民課長。

住民課長（折坂昭夫）
それでは私からは、令和６年能登半島地震により被災された方々の自主再建の状況について申し上げます。
生活再建支援金の申請状況でございますが、令和７年１１月３０日現在、建設による再建が１０９件、そのうち町内での再建が９２件、約８４％、町外が１７件、約１６％となっております。また、住宅購入による再建につきましては７６件でございまして、町内が３３件、約４３％、町外が４３件、約５７％でございます。
全体では、町内での建設、購入が１２５件、約６８％、町外が６０件、約３２％となっており、多くの方が町内での生活再建を選択されている一方で、一定数の方が町外で新たな生活を始めている状況でございます。
町といたしましては、引き続き、生活再建をされる方への支援を継続してまいります。
以上です。

議長（市濱等）
向井ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）

私のほうからは、なりわい関連につきましてお答えをさせていただきます。

法人及び一般事業者の再建及び廃業の状況につきまして、商工会加盟会員数の推移によりますと、震災前の令和４年度の加入者及び脱会者はともに１４件、震災後の令和５年度の加入者が７件、脱会者が２１件、令和６年度の加入者が１９件、脱会者が３８件となっています。

結果、震災後の増減は３３件の減となっておりますが、商工会様にお聞きしますと、ここ最近は加入者と脱会者の数が同じになってきたということであります。

なりわい再建制度の利用状況につきましては、石川県の資料によると、受付済みの事業者は６２件、そのうち事業を完了して町の上乗せ補助金を申請した方が２７件となっております。

加えまして、同じく事業者再建支援に係る事業であります小規模事業者持続化補助金、中小企業者持続化補助金、営業再建支援補助金、チャレンジ支援補助金につきましては、これまでに１１４件の上乗せ補助を行っております。

また、申請や申請に至るまでの相談は、主に石川県で行っているところでありますが、申請ができずに断念をしたという例は現在のところ聞いてございません。

また、震災後に創業された事業者の傾向としましては、若い方や町外、町外からの移住者が多いという傾向にあります。具体的には、飲食店が少ないということを聞いて開業を決意した移住者の方、それから店舗を改装し充実させた方、新たに移動販売を始められた方などが意欲的に頑張っておられます。

また、官民連携につきましては、町内の宿泊事業者有志で立ち上げました「のとの宿観光防災ラボ」様が、震災後の課題共有や誘客に向けて防災力の確認を行っているというふうに聞いております。

また、以前より行っているふるさと空き家活用事業においては、震災後に取扱物件が増えてきておりますので、民間の宅建組合との連携をより密に行い、住民及び事業者のニーズにも応えるよう努めているほか、事業継続支援事業では、商工会様と連携しながら、専門の地域おこし協力隊員の募集を先日開始したところであります。隊員を早期に決定し、商工会、金融機関との連携をより強いものといたしまして、町が育んだなりわいや経済を守り、次世代へつなぐ取組を展開できますよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

６番　金七議員。

６番（金七祐太郎）

お答えいただき、ありがとうございます。

町外で再建、購入が３２％。多いのか少ないのか。私は、数字を聞いて危機感を覚えました。やっぱりこれが人口減少に直結する問題ではないかなと思っております。

また、商工業者の数字を聞いても、減っているのは間違いないです。今は同じになったかもしれませんけど、三十何件が減っている状況であります。

大きな会社とかだと、なりわい再建に提出する書類は何とかできる。それでも小さいところになると、なかなか書類が多過ぎて、もう諦めたという話は私はたくさん聞いております。

その中でも、持続化給付金とか、町の上乗せ分もあります。これをやっぱりもう少し広報、周知してもらって、たくさんの方がもらえるようにしてもらいたいと思っております。

それでは次のほうに行かせてもらいます。

今後、復興計画は今は復旧期ですね。たしか令和８年度からは再生期に移るというふうに聞いております。また最終的には創造期。

今の、当然、状況からは復旧中にはあるとは思いますが、８年度４月からすんなりと再生期に入れるのか、どのあたりに現在あるのか。また、計画どおり進んでいるのか。

懇談会で５つの地区の計画を説明していましたが、住まいの再建、また復興公営住宅の建設場所は、本当に今の場所で未来ある計画と合致しているのかを含めて、お答え願えればと思います。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

復興計画の進捗については、金七議員もおっしゃったとおり、現在、復旧期の段階にあります。これまでご説明したもののほか、公共土木施設等のインフラにおいては、本格的な復旧工事の発注を今年度から行っておりまして、おおむね計画どおりに進めております。

復興公営住宅の建設場所については、７月に行った意向調査を踏まえ、生活の利便性や住環境を重視して選定しています。具体的な整備場所は、被災者の希望を最大限尊重しつつ、医療、福祉、教育施設へのアクセスや地域コミュニティの再建を考慮し、未来ある計画と合致するよう検討を重ねております。

復興公営住宅の整備方針は、地域特性や新しいコミュニティ形成、高齢者、障害者への配慮を重視し、安全・安心な生活環境の持続を目指しております。

ただ、特に宇出津とか小木とかという場所になりますと、本当はつくりたい場所というところは、役場の近くであったり商業施設の近くであるほうが望ましいんですけれども、大きな土地がありませんので、そういうところに建てられなかったということであると意味がなされてないんじゃないかというふうなことになりますけれども、ないものはしょうがないんですよね。ない中においてでも、今ある現状で最適なところを選んだというところであります。

生活やなりわいの再建は、復興計画の基本理念に位置づけていますように、喫緊の課題であり、町としては、町民の皆さんに寄り添いながら、不安を少しでも軽減できるように進める必要があります。各種支援策の充実に努め、町独自の弁護士や建築士等の専門家による再建相談会などを開催し、再建支援を進めております。

今後、再建状況や環境の変化から町民や事業者の皆さんのそれぞれの再建フェーズは変わっていくと思いますので、お声を聞きながら柔軟に対応し、能登町に住み続けていただけるよう努めておりますので、気軽にご相談をいただければというふうに思います。

議長（市濱等）

６番　金七議員。

６番（金七祐太郎）

おおむね計画どおり進んでいるということですが、再生期に向けて、住民の声を聞きつつ、復興計画でも少しでも見直し、または施策に反映していってもらいたい。

特に今、宇出津の例を挙げて、町長お答えされましたけど、公営住宅については、松波もしかり、町の中が空洞です。買物、医療、銀行、役所のことを考えると、その辺りが一番いいかと思います。当然、シメノドラッグの跡地はそれに合致しているとは思います。

しかしながら、もう一つは少し離れているかな。もともとあった地域のコミュニティを守るためには、そういう町の中でつくってもらうのが、鵜川地区にしても同じだと思います。そういう差し込み型というのも建設してもらえれば、ありがたいと思っております。

それでは次に入ります。

町長就任後８か月。副町長がおらず、１人で大変だったことと思いますが、また補正予算は組みながらも、当初から予算を触ったわけでもないので、町長８か月の間に、復興に向け、町長自らどのような新しい施策、また何か実績があったらお聞かせをお願いいたします。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

冒頭に副町長のお話もいただきましたが、大変だったのは私ではなく、職員の皆さんが苦労されたんじゃないかなというふうに思っております。１月には副町長を迎えることができ、ほっとしておるところであります。

それでは、ご質問にお答えしたいというふうに思います。

就任以降の施策と実績についてでありますけれども、ご存じのとおり就任して８か月程度でありますので、自らが語るほどではないというふうに考えておりますが、私の考えや思いを職員一人一人が町民の皆様にとって有効であるか、そして震災からの復旧・復興を行う上で必要な施策かどうかということをしっかり考えております。

そうした上で、担当課、そして職員の努力を皆さんに知っていただくことも必要かと考え、今回は少し述べさせていただきたいと思います。

まず、就任間もなく建物の罹災証明書取得申請並びに公費解体の申請期限を一月延長いたしました。これは、住家、非住家に限らず、まだ罹災証明書を取得していない建物があることと、半壊以上の空き家をできる限り将来に残さないよう、公費解体により整理するためでありました。

実際に公費解体にたどり着いた建物は数多くあり、税務課、住民課の職員には骨を折ってもらったというふうに考えております。

また、住宅再建支援の強化として、住宅を取得する子育て世帯への補助金を新たに追加し、制度の拡充を図りました。

令和６年能登半島地震で半壊以上の罹災判定を受けた方が住まいを修繕する際に、１００万円を上限に支援する能登創生住まい支援金を追加し、住環境の早期回復に努めております。

さらに、災害リスクの低減を図るとともに、鵜川、宇出津、松波地区の災害公営住宅建設に関する測量や土地購入費も追加し、被災者の住まい確保に取り組んでおります。

事業者支援では、なりわい再建事業補助金を拡充し、商工事業者が行う復旧事業に対し、事業費２，０００万円以下の場合は自己負担を１割に軽減するなど、地域経済の再建を後押ししております。

加えて、ビジネスホテル誘致条例を制定し、積極的なホテル誘致を図るため、町独自の補助制度を創設いたしました。

教育分野におきましては、保護者の経済的負担を軽減するため、２学期から

小中学校の学校給食費の無償化を実施しております。
　これらの施策により、住まい、産業、教育の各分野で復興を着実に進めております。
　復旧状況や今後の見通しを直接お伝えし、地域の皆様からご意見、ご要望を伺う場として、本年１１月、そして１２月に地区別の住民懇談会を開催し、地区ごとの復旧状況や見通しをお示しさせていただいております。今後も、こうした対話の機会を通じて、復興の進み具合や内容に対する町民の皆様の不安の軽減に努めてまいりたいと考えております。
　令和８年度当初予算におきまして、新たな復興関連施策を組み入れるべく、現在、予算編成作業を進めております。町民の皆様の声を丁寧に伺いながら、復興計画の将来像を踏まえ、全力で取り組んでまいります。
　引き続き、議会の皆様、町民の皆様とともに、一日も早い復興と次世代が希望を持てる持続可能な能登町の実現に向け、全身全霊で取り組んでまいる所存であります。

議長（市濱等）
　６番　金七議員。

６番（金七祐太郎）
　町長も今言われたとおり、これから大事な大事な当初予算の編成が待っていると思います。この地震を経験して、当然初めてなので、被災者の方も、刻々とニーズが変わってくると思います。このニーズに合ったような。
　そのためには、今いろいろ聞きましたけど、数字、３２％の方が県外で家を新築したり購入したりしている。でも、そのほか、あと六十何％はこっちにいるんだよじゃないんですよ。３２％の方が出ている。こういう状況をしっかり分析して、当初予算に具体的な施策を考えてもらいたいという意味で質問をしました。よろしくお願いいたします。
　それでは次に、多少個人的な質問にもなるかと思いますが、内浦総合運動公園についてと題しまして質問をしたいと思います。
　内浦総合運動公園は、都市公園法の都市公園になっていると思います。その中で、都市公園の中の体育館の位置づけというのはどうだったのかなということをちょっと知りたい。
　また、体育館は今後移動すると町のほうでは考えているようですが、それはそれでいいとして、都市公園として機能を十分発揮することができるよう、今後どのように再整備するのか、考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（市濱等）

吉田町長。

町長（吉田義法）

内浦総合運動公園は、その区域の大部分が昭和５３年に九里川尻湾総合運動公園として都市計画決定され、地域住民の健全な余暇時間の活用と連帯感の育成を図るため、総合的な運動公園として整備されたものであります。

体育館は、その施設群のうちの１つとして位置づけられており、野球場や陸上競技場などとともに、住民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点として重要な役割を果たしてきました。

公園内の一部では、地震前から地盤の沈下による浸水が課題となっており、これについては対策を検討してきた経緯があります。そうした中、令和６年の能登半島地震及び津波により公園全体が甚大な被害を受け、体育館を含む多くの施設が使用不能となってしまいました。

現在、被害の少なかった都市公園区域外の第２体育館のみ応急復旧し、一般開放しておりますが、そのほかの施設は復旧の見通しが立っていない状況であります。

また、公園の一部は、復旧・復興を進めるため建設材置場として活用していくことにしております。

体育館の再整備につきましては、地区別懇談会等でもご説明いたしましたが、内浦体育館は、築４０年以上が経過し、耐震基準に適合していない建物であることから、解体し、屋内プール、武道館を集約した総合体育館の整備を柳田植物公園内で検討することとしております。

内浦総合運動公園につきましては、全てを元どおりに戻すことは困難ではありますが、現在も潮騒広場はグラウンドゴルフ等に利用されております。

この内浦総合運動公園は、ご存じのとおり私も勤務しておりましたし、建設に関わった方々、そして利用していただいた多くの皆様の思いを胸に、再び皆様の憩いの場となるようしっかり考えていきたいというふうに思っております。

一番最初に金七議員より、今年の文字についてということでお話がありました。これで答弁が最後になりますので、私の漢字一文字を述べさせていただきたいと思います。

こういう立場になってから、どこかで問われるんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、私、個人的な面が多くなるかも分かりませんけど、「初」という漢字。初日の出の初ですね。初ということです。

町長選への初挑戦、そして初当選、初登庁、そして初めてお会いする方がもう既に数百人を超えております。当然ながら初参加する事業や会議も多数ござ

います。
　町としては、震災後初となるような工事も今年度少しずつ増えておりますし、今後は、よい意味で被災地初や石川県初とか日本初といったような事業、取組を迅速に、そして町一丸となって知恵を出し合って取り組んでいきたいという思いで、「初」という字を述べさせていただきます。

議長（市濱等）
　６番　金七議員。

６番（金七祐太郎）
　ありがとうございます。
　内浦総合公園については、町長も当然、答弁のとおり働いておられた場所でもあります。私もその中で、スポーツ少年団として、町長との付き合いもかれこれ２５年になります。
　その間、内浦総合運動公園体育館には大変世話になったし、思い出の地としてあります。特に体育館としてではなく、高校生がバスの帰りに定期で途中で降りて遊ぶ。高校生が遊ぶ場所、少ないんですよね。そういう溜まり場にもなっていた場所であります。
　当然、その周りには来年度から多分、少年自然の家が再オープンすると思います。その中で、体育館と少年自然の家とセットでにぎわいを創設していたな。そういう関係性もあります。
　当然、町はスポーツ合宿を応援しているわけでありますから、そういうことも考えながらですが、穴水町には町営のフィットネスジムがあります。宇出津地区からでも、松波地区からでも、小木地区からでも通っている人が多々いるという情報を得ております。
　例えば、武道館も総合体育館も柳田へ持っていくなら、第２体育館、まだ利用できる。そこで利活用としてジム的なことができないかなとか。
　また、高校生が気軽に集まれるような場所。能登高校に通っている方は、かなりあるとは思うんですけど、能登高校だけではありません。飯田高校に通っている方もかなりおります。そういう子たちに対しても集まれるような場所があればいいのではないのかな。
　そういう意味を込めて、初フィットネスクラブもつくっていただけるような、また町長、考えてもらえれば幸いだと思っております。
　本当に執行部の皆様には、町長もさっき申しましたけど、地震以来、大変苦労されながらここまで来られたかなと思います。ありがとうございます。
　しかしながら、急激な、もし地震がなければ減らなかった人口減少を食い止

めるために、再生期に向け、当初予算の編成を全力でお願いして、私の一般質問を終わります。
どうもありがとうございました。

議長（市濱等）
以上で、６番　金七議員の一般質問を終わります。
それでは次に、２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
質問に入る前に、執行部にご報告申し上げたいことがあります。
先日、５校下地区の懇談会、お疲れさまでした。私も４か所、出席させていただきました。
その後聞いた声ですけれども、まず今までは復旧が遅いな、復興が遅いなという言葉がよく私の耳に入ってきました。ところがこの懇談会を終えて、何百人の声を聞いたわけではないですけれども、懇談会の会場を出ていく最中、あるいは終わった後に地区をポツンポツンと回っていく中に、こんな声を聞いた。まだ先やな、待つかなとか、少し先が見えてきたよねとかいうような声を聞きました。
なので、この懇談会の成果として、やはり不安に思っていたことが、主要なインフラとか公共施設等々、これから復興に向かって進んでいるんだなという、そういうことを感じ取った方が多いのと、また出席した方の報告といいますか話が二、三伝わっているんだなというふうに実感をいたしました。
なので今日は、後々も質問するんですけど、提示後に執行部の皆さんが２時間ぐらいかけてお話ししたことは、一定の評価ができるのではないかなということだけをまずご報告申し上げておきます。
では話が変わりますけれども、この年末の時期は、来年度の方針等を作成したり、その方針に基づいて来年度の予算を編成する時期ということで、今日は、各種中期計画の単年度の、中期計画も含めてですけど、令和７年度の取組状況、それから身近な問題も含めて中期計画の進捗状況などを確認していきたいというふうに思います。
それでは、まず地域コミュニティと施設再建事業についてですけれども、私も地域コミュニティと再建事業の申請に何件か関わりました。そんな中で、神社の鳥居再建できた、灯籠の再建できたというふうに、大変地区の方は喜んでおられます。
一方、業者さんの都合で見積りもまだ取れない。なので申請もできない。いつまでやるんやろう等々、心配されている地区の方々もおられます。

そういうことを背景にして、まず１番目ですけど、地域コミュニティ施設等再建事業に対する申請団体数でもいいんですけど、申請件数でもいいんですけど、申請された件数。それから交付確定、できたら金額等々をお示しいただければいいと思うんですけれども、この２点、お答えをお願いいたします。

議長（市濱等）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

それでは、答弁させていただきます。

まず、地域コミュニティ施設等再建支援事業につきましては、令和６年能登半島地震の被災を受けまして、町内の地域コミュニティの維持、再建を目的として、自治会が管理運営を行っておる集会所や神社、寺院等の復旧、再建に要する費用を支援する制度であり、自治会からの申請を現在も受け付けております。

申請状況です。令和６年度は、２２件の申請があり、３，３７９万円を交付いたしました。令和７年度は、１２月１０日時点でありますが６９件の申請があり、１億２，６０６万７，０００円を交付決定しております。

今後も被災地域の復旧状況や施設の再建ニーズを踏まえ、必要な支援を継続してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

件数と金額、どうもありがとうございます。

私が想像していたのは、勝手ですけれども、能登町の神社で９６社ぐらい、お寺で６８社ぐらいあって、仮にですけれども１件ずつしたとして平均ですけれども、神社仏閣だけで１６４件ぐらいになる。単純に１，２００万計算すると１９億６，８００万円ぐらいのお金が使われるのかなというふうに思っていましたけど、６年、７年でまだ１億２，５００万ぐらいということで、案外少ないんだなという印象を受けました。これは単に個人的な感想を述べただけです。ということで、もうちょっと余裕があるのかな、慌てなくてもいいのかなというのが直感なんですけど。

ただ、そう言いながらも、次の質問に行きますけれども、令和８年、９年、もしくはこれから３年ぐらいはまだ大丈夫ですよとか、見通しなどを、もし執

行部、現時点の状況、そして立場上、町民の方、対象の方に安心できるような見通しをお答えできるならば、お示しをお願いしたいと思います。

議長（市濱等）

山下総務課長。

総務課長（山下栄治）

復興支援補助金の制度継続見通しについてでありますが、現在、終了時期については明確に示されておりません。令和８年度につきましては、石川県創造的復興プラン及び能登地域創造的復興市町実施計画に基づきまして、地域コミュニティ施設の再建支援や住宅復旧支援、なりわい再建支援など、町内の復興事業に対して交付金を活用した補助を継続する予定でございます。

明確な終了時点につきましては示されていないんですけれども、小浦議員さんも申されましたように、まだまだ復旧を必要とする神社あるいは寺院はあるかと思います。よく耳にするのが、申請したくても業者さんがつかまらない、見積りすら出していただけない状況も一部にあるというふうに伺っております。

そうした状況を踏まえますと、制度としては、私の考えではありますが、当面は継続されるものではないかというふうに考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

立場上という冠がつきましたけれども、無理やり引き出したような気もするんですけれども、そのような回答をいただいたので、少しはまだ業者が見つからない、見積りが出せないという地区の方も安心して公共施設の復旧に取り組めるんじゃないかなということを感じ取りました。

それでは、次の質問に移ります。

能登半島地震から２年経過しようとしているんですけれども、能登町の山林も大きな被害を受けて、山林に手につける前に、やっぱり林道や崖崩れを直すべきだろうなと。そっちの復旧・復興が優先されるんだろうなという状況を認識しつつも、現在ある能登町森林整備計画、この中期計画の令和７年の取組状況を確認していきたいと思います。

その中で、私が興味を示しているのは、質問ですけれども、能登町における現在の林業従事者の推移、数ですね。それと、その方たちがどのような取組を

しているのかということをお答え願います。

議長（市濱等）
　仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）
　小浦議員のご質問にお答えいたします。
　当町における林業従事者の推移ですが、令和２年の国勢調査の林業就業者数は４８人となっております。それの５年前の平成２７年国勢調査時の８０人と比べると３２名減少しております。林業従事者の高齢化や後継者不足が顕著に現れている結果です。
　林業従事者の養成や確保に関してですが、林業を取り巻く環境は、少子・高齢化、担い手不足、そして木材価格の低迷など多くの課題を抱えています。
　そのような中、一昨年前から林業関係者が地域解決型ワーケーションという林業作業の体験活動を実施して、里山里海に興味を持つ多くの町外参加者と交流を図るなど、関係人口の創出に取り組まれておいでます。
　町としましては、将来的な移住や林業への興味につながる一つのきっかけとして、今後そのワーケーションの運営主体と連携を取り合って、林業従事者の裾野を広げる活動として取り組んでいければと考えております。
　このほか、林業就業者の確保に向けて、事業者の方々へ就労者の安全確保指導や施業自体の機械化の推進による労働環境の改善を進めて、若い世代にとって魅力ある働きやすい職場となるよう実情に応じた支援も必要であると考えております。
　以上です。

議長（市濱等）
　２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
　令和２年の数字と平成２７年の数字で、８０人、４８人と激減していますね。多分３年経過しているわけですから、４８人より減っているだろうなと推察されるんですけれども、正確な数値はまた国勢調査で出てくるんだろうと思いますけどね。
　その辺の数字も踏まえて何らかの策が必要だろうなということで、今、仲谷課長が紹介してくれました地域型ワーケーションタイプというのは、結構、移住者の方も参加しているというふうに私は聞いていますし、能登の自然が物す

ごくいいんや、きれいなんやということで移住者の方も興味を持たれているので、このような活動をまた農林水産課としても定住協と協同に横展開、あるいは移住者を入れて林業に向けるとかという取組を併せてやっていただければなというふうに私は思っていますし、また、その辺のところを考えていただければということで、この質問を終わりたいと思います。

次の質問ですけど、同じ林業の中にも、中期計画の能登町森林整備計画の中にも、特用林産物でシイタケ栽培の業者数と、生産数を増やそうという取組があると思うんですけれども、この推移数あるいは特産物。地震があったのでちょっと減っていると私は認識はしているんですけど、成果とか生産数の推移等をお示し願えればなと思います。

議長（市濱等）

仲谷農林水産課長。

農林水産課長（仲谷宗）

当町におけるシイタケ生産者、それと生産量の推移ですが、石川県特用林産物需給動向という調査がございます。そちらによりますと、令和６年での生産者数は２１名、生産量は１４３トンであります。

その１年前の令和５年は、生産者が２６人、生産量が２１５トンでしたので、その１年で生産者が５人、生産量も７１トン減少しております。この減少は、能登半島地震により生産施設が被災したことが主な原因であると思われます。

町としましても、震災で被災された特用林産物生産者様の再建に向けて、国、県、町とで被災した施設や設備の修繕及び再取得費用に対し９割を補助する被災木材加工流通施設等復旧対策事業という事業を実施し、復旧の支援を進めております。

奥能登地区は、県内のシイタケ生産量の約７１％を占めております。シイタケ栽培が盛んな、まさに産地であります。品質及び希少性の高い商品としての価値を高めるブランド化を進めるとともに、菌床シイタケや原木シイタケを広く全国にＰＲし、石川県や農協、生産者と協力しながら新たな販路開拓にも努めてまいりたいと考えております。

さきの林業従事者同様、後継者や担い手の不足、それと生産や輸送コストの高騰など、特用林産にも多くの課題がございますが、国や県の動向に注視しながら、特用林産物生産者に寄り添った支援を検討してまいりたいと思いますので、またご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（市濱等）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

私は、生産数あるいは就業人口を把握するすべがないものですから、地震の被害があって半分ぐらいなのかなというふうに思っていましたけれども、予想以上に数値的にはよかったかなと思っていますので、今後も期待したいと思うんです。

就業者、何人も聞いたわけじゃないんですけど、二事業者というか、その方も聞いた中では、復興支援のなりわいというか支援事業で壊れたハウスを直しましたとか、そういうようなことで大変感謝していますということで。ただ、まだ８割方しか復旧していないので、まだまだいろんな意味で支援をしていただければというようなこともありましたので、継続して、またいろんな形で支援をお願いしたいというふうに思います。

それでは次、３つ目の質問に移りたいと思います。

時間外労働についてですけれども、それと出産休暇、育児休暇について。過去ちょっと質問したこともあると思うんですけれども。

８月２５日の朝日新聞に、自治労の石川県本部が昨年夏に珠洲、輪島、七尾の３市、それから穴水、能登の２町の職員に対して、メンタルヘルスの状況把握を目的として調査した結果が発表されていました。

これは労働基準法でメンタルヘルスのフォローをしてくださいということで、調査する必要があるという認識はしているんですけど、大体４割が役所の方ですから時間外労働の上限規制、４５時間、年３６０時間を４割の方が超えていますという回答された。

地震になって、とにかく住民の方を第一に優先に考えて業務をされていたんだろうなというふうに認識はしております。なので、そういう状況の中においては、こんな悲惨な仕事、逃げたいだろうなというふうに思うのも分かります。それだけつらかったんだろうなというふうに。これは被災した人も、もちろん気持ち的には早く何とかしてほしいという部分もあるけれども、執行部の方たちにもそういう思いがあったということがこの数字に出てきていると思う。

そう言いながらも、令和７年、今は２年たとうとしているので、質問です。令和６年度と令和７年度上期までで結構なので、能登町職員の時間外労働状況を開示できる範疇でいいのでお答えを願います。

要は何を知りたいかということなんですけれども、労働環境がちゃんと改善できていますよ、あるいは管理できていますよというところを重点的に知りたいと思いますので、お答えをお願いします。

議長（市濱等）
山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
では、お答えいたします。
ご指摘のとおり、能登半島地震の発生に伴いまして災害対応業務や復旧・復興関連業務が大幅に増加したことから、全体的に時間外労働が例年より多くなっております。
ご質問の自治労石川県本部の調査につきましては、発災後の状況ですので、令和５年度の令和６年１月から３月分も含まれます。発災直後でありますこの３か月は、避難所開設箇所が非常に多く、その運営業務にローテーションによりまして職員が常駐していたことや、給水活動に従事するなど、約４０％の職員が規定に定める上限を超えた時間外勤務状況でした。
令和６年度になり、ほかの多くの自治体からの中長期派遣職員の協力や避難所の統廃合などが進んだことから、勤務状況は少しずつではありますが改善されました。
反面、道路などのインフラの復旧業務では、災害査定の期限が１２月末であったことや、また他の部署でも公費解体業務や罹災証明事務などの各種申請受付業務が集中いたしまして、職員の負担が大きく増加しております。
時間外勤務職員は、令和６年度上半期では約１０％が、下半期では約４％が規定に定める上限を超えた状況でした。そして、令和７年度上半期においても、例年よりは時間外労働は高い水準で推移しておりますが、規定に定める上限を超えた時間外勤務職員は約２．５％となり、震災対応業務の業務全体に対する比重は緩和してきているのではないかと考えております。
当町では、引き続き、積極的な職員採用による人員確保や業務分担の見直しを行いまして業務効率化に努めてまいりたいと考えております。全ての町職員には、通常の行政サービス業務に加えまして、災害対応等、多大な負担をかけておりますが、今後も働き方改革を推進し、適切な労働環境の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（市濱等）
２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
今報告していただきました数値ですけれども、令和６年で１０％、令和７年で時間外が上限を超えているのが２．５％ということで。ただ、数値の報告では

改善しているということをしっかり把握することができました。
　また、総務課長も職員の働き方改革をしっかりやっていくという言葉をいただきましたので、私はこれで安心しました。
　何も違反したら駄目やという、監督署では私はないので、十分に休憩を取ったり休暇を取ったり、皆さんが倒れたら町民のサービス以前の問題になると思いますので、引き続き管理あるいは改善のほうをしていただければなというふうに思います。
　では、次の質問に移ります。
　令和６年度、７年度上期の男性職員の配偶者出産休暇、また育児休暇の取得状況をお答えをお願いいたします。

議長（市濱等）
　山下総務課長。

総務課長（山下栄治）
　令和６年度並びに令和７年度上半期における男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇の取得状況についてお答えいたします。
　職員のワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への積極的な関与は、少子化対策として重要な施策であります。
　男性の育児休業取得制度は、国家公務員に準じまして、随時、制度の見直しを実施しており、その都度、職員には仕事と家庭の両立支援ハンドブックの改訂版を周知しております。対象職員には、このハンドブックを活用し、育児休業やその他の育児支援制度を説明し、配偶者出産休暇、育児休業ともにその取得を勧奨しております。
　取得状況として、まず育児休業については、令和５年度、令和６年度とも対象職員５名のうち２名が取得いたしました。令和４年度以前は取得者がいなかったことからも、少しずつではありますが男性の育児休業取得への意識が変わってきているのではないかと感じております。
　また、配偶者出産休暇については、令和４年度が７名のうち２名が、令和５年度は５名のうち３名が取得したのに対しまして、令和６年度は取得する職員はおりませんでした。
　このことからも、育児休業だけではなく、配偶者出産休暇などの様々な育児支援制度の周知が進んでいないと思われます。職員には、さらに制度の周知を図っていきたいと考えております。
　令和７年度上半期においては、育児休業、配偶者出産休暇とも対象の男性職員はおりませんでしたが、今後も制度の周知に努め、対象者には取得を引き続

き勧奨してまいります。
　また、職場内では、取得に理解を得られるように担当業務の共有化を図るなど、男性も育児休業を取得することが当たり前であるという意識が根づくよう、子育てと仕事の両立支援を推進し、安心して働ける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかご理解願います。

議長（市濱等）
　２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
　総務課長の回答の中で、対象者がいなくても職場環境改善を継続してやっていくという言葉をいただきましたので、これを継続ぜひしていただいて、若い人が働きやすい、あるいはなかなか能登町だけじゃないと思うんですけれども、若い人は役所に就職しないといいますか、我々の若いときから見ると就職する人数も少なくなってきていると思いますので、モデル先行の職場になれるように、また職場環境を改善、そして維持をお願いしたいというふうに思います。
　それでは、次の質問に移ります。
　次の質問は、中期計画というよりも復興計画の中にある復興プロジェクトの創出というところに関連する事項になります。
　その前に、この質問をする背景を説明させていただきますけど、常々というか、私は私的な話になる部分がありますけど、能登ごいた保存会というところに所属していまして、ごいた大会、年６回する。大相撲と同じように年６回開催していまして、コロナ前ですと１回の大会に町外の方が大体５０人ぐらい平均で、ごいたをしに東京、大阪、福岡、仙台とか町外の方が来るんです。５０人。ごいたをしに。大体、年間６回で３００人ですね。５０人の６回で３００人。宿泊するだけで７，０００円ぐらい町に落ちる。それぐらいざっくりですけれども計算すると年間２１０万円から２５０万円ぐらいお金を使ってくれるということで、消費してくれるということですね。
　これはコロナ前で地震前ということで、地震になってからどうかというと、１回の大会２０人ぐらいに減りました。まだやっぱり宿泊する施設がなくなったというのもあるし、もう一つは大阪のサンダーバードがなくなった。関西圏の人が来づらいという、その辺もあったんですけど。でも、それよりも宿泊施設がないということで、２０人ぐらいに減っています。
　何とか５０人ぐらいに復活できないかなと。要は関係人口、交流人口を増やせないかなと常々思っていたわけです。
　そこに今、いろいろ策を考えていて、能登町に復興支援で来ているボランテ

ィアの方なり復興業者ということで解体業者もたくさんおると思うんですけれども、その方々が何人おるのか分からないということで客観的に人数を捉えられないかなという、そんなようなことを考えています。

そこで、そういう客観的に捉えられる制度があると。総務省から、ふるさと住民登録制度という、簡単にスマホのアプリでできるということが発表されていまして、それについて一つ。

そして、復興プロジェクトについての２つを聞きたいと思います。

まず、能登町復興計画、５つの柱の１つで、復興プロジェクトの創出の方向性３０にある移住定住や二地域居住など関係人口の創出と拡大についての取組について、具体的にお答えをお願いいたします。

議長（市濱等）

向井ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）

それでは、小浦議員の質問に私のほうから答弁させていただきます。

能登町復興計画の方向性３０、移住定住や二地域居住など関係人口の創出と拡大につきましては、現在、取組施策について、能登町定住促進協議会と協議し、現状の把握を行っていて、今年度は、その定住促進協議会において２人の集落支援員を配置し、地域の課題等を拾い上げているところでございます。

上半期の実績として、７９の集落で支援活動を行ったほか、各公民館を３回程度巡回して聞き取りを実施しております。また、集落での活動を行う１８事業者と地域との連携活動も行っております。

さらに重要であると考えているのが、地震や豪雨による被災をきっかけに、つながりを持った人々やあるいは企業と、今後も関わり合いを持ち続けていくということであります。

こういった点について、定住促進協議会の活躍を期待するとともに、さらに連携を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

議長（市濱等）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

定住協が中心になる取組だということは理解しました。ただ、現状を把握中ということも併せて理解できたんですけれども、今後、来年度に向けて、ふるさと振興課として定住協とどのような話をしていくのか。方針というか考えは

どのような考えなのか、お示しをお願いします。

議長（市濱等）
向井ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）
それでは、引き続き答弁させていただきます。
人口減少が進む当町におきまして、地域コミュニティ活動を存続していくために、関係人口の増加が重要であると認識しております。先ほど申し上げました人や企業との関係性の継続につきましても、定住促進協議会との連携により具体的な施策を実施してまいります。
また、石川県では、関係人口との協同による地域づくり活動を行う人材の育成を行います、仮称でありますが関係人口塾なる事業を実施すると発表されております。そういった事業も活用し、人づくりにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（市濱等）
２番　小浦議員。

２番（小浦肇）
分かりました。人や企業との関係性の継続をしっかりする等々の具体策を持ちながら定住協と話をしていただくということを理解しました。
それでは、次の質問に移ります。
先日、総務省から１１月８日の新聞に発表されて、私はその新聞を読んで、これだなと思ったのが、ふるさと住民登録制度を各地方自治体に応募するというふうに書かれていた。このふるさと住民登録制度というのは、アプリで簡単に登録できる。人の移動も分かるし人数も把握できるよとか、あるいは登録した人が簡単に行政のサービスを受けられる。そんなことが書かれていました。
なので、これを応募というか募集したら登録するというようなお考えはあるでしょうか。お答えください。

議長（市濱等）
向井ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（向井豊人）
それでは、質問に答弁させていただきます。

総務省のふるさと住民登録制度につきましては、新聞報道があったことは承知しておりますが、肝腎の国のほうからそれ以上の情報は現状ないというところであります。そのため、このモデル事業に応募するか否かの判断もちょっと厳しい状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（市濱等）

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

国から詳しい説明がないものを新聞社が報道するということですね。公表されていないものをそれ以上詰めてもしょうがないので、これはこれで終わります。とどめるというか、後でちょっとお話ししますけど。

もう一つ、石川県が始めた「いしかわのＷａ！」というのもあると思うんですけど、これについてはいかがでしょう。町としてのお考えをお示しください。

議長（市濱等）

小浦議員、４回目になりますので、答弁は。

２番（小浦肇）

３回行きましたか。じゃ３回目だということで。私の勘違いでしたので申し訳ございませんが。

ふるさと住民登録については、内容が誰でも簡単にできそうだというところも感じ取っておりますので、ぜひまた詳細、開示がありましたら積極的に応募するようなことを提案して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

以上で、２番　小浦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、１２月１６日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（市濱等）

追加日程第１「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

１２月１６日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

したがって、１２月１６日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、１２月１７日午前１０時から会議を開きます。

散　　会

議長（市濱等）

本日は、これにて散会いたします。

散　会（午後３時１９分）

開　会（午前１０時００分）

開　　議

議長（市濱等）

ただいまの出席議員数は、１３人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（市濱等）

日程第１、議案第１０７号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第４号)」から、日程第２４、陳情第２号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」までの２４件を議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（市濱等）

予算常任委員会　志幸委員長。

予算常任委員長（志幸松栄）

改めまして、おはようございます。

予算常任委員会に付託された案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第１０７号　令和７年度能登町一般会計補正予算（第４号）

議案第１０８号　令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１０９号　令和７年度能登町病院事業会計補正予算（第１号）

以上３件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

総務産業建設常任委員会　馬場等委員長。

総務産業建設常任委員長（馬場等）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第１１０号　能登町選挙公報発行条例の制定について

議案第１１１号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１２号　能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１３号　能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１７号　請負契約の締結について

議案第１１８号　請負契約の締結について

議案第１１９号　請負契約の締結について

議案第１２０号　新たに生じた土地の確認について

議案第１２１号　第３次能登町総合計画基本構想について

議案第１２２号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第１２３号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第１２４号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第１２５号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第１２６号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第１２７号　公の施設の指定管理者の指定について

以上１５件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

請願第３号　日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書

については、日本国が条約に参加していない現状を鑑みて、能登町議会としては、今、意見書を提出するべきではないという意見があり、委員会としては不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

次に、教育厚生常任委員会　向峠茂人委員長。

教育厚生常任委員長（向峠茂人）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第１１４号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第１１５号　能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１６号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上３件は、原案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

請願第２号　能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願

については、能登半島地震被災者の医療費の一部負担金の免除の再開には、県との調整も不可欠であり、町の財政負担もかかることや、不公平感が感じられるとの意見があり、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、

陳情第２号　臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

については、詳細が不明であることから、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（市濱等）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質　　疑

議長（市濱等）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討　　論

議長（市濱等）
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採　　決

議長（市濱等）
これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第１０７号「令和７年度能登町一般会計補正予算（第４号）」
議案第１０８号「令和７年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」
議案第１０９号「令和７年度能登町病院事業会計補正予算（第１号）」
この３件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）
起立全員であります。
したがって、議案第１０７号から議案第１０９号の３件は、委員長報告のとおり可決しました。
次に、
議案第１１０号「能登町選挙公報発行条例の制定について」
の１件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第１１０号の１件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第１１１号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第１１２号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第１１３号「能登町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第１１４号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」

議案第１１５号「能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第１１６号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

以上６件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

したがって、議案第１１１号から議案第１１６号までの以上６件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第１１７号「請負契約の締結について」

議案第１１８号「請負契約の締結について」

議案第１１９号「請負契約の締結について」

議案第１２０号「新たに生じた土地の確認について」

議案第１２１号「第３次能登町総合計画基本構想について」

議案第１２２号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第１２３号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１２４号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１２５号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１２６号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第１２７号「公の施設の指定管理者の指定について」
以上１１件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）
起立全員であります。
したがって、議案第１１７号から議案第１２７号までの以上１１件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、
請願第２号「能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願」
に対する委員長報告は、不採択です。
したがって、原案について採決します。
原案のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）
起立少数であります。
したがって、請願第２号「能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願」は、不採択となりました。
次に、
請願第３号「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書」
に対する委員長報告は、不採択です。
したがって、原案について採決します。
原案のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立少数であります。

したがって、請願第３号「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書」は、不採択となりました。

次に、

陳情第２号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」

に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、原案について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立ゼロであります。

したがって、陳情第２号「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」は、不採択となりました。

日程の追加

議長（市濱等）

次に、本日、町長提出議案が４件、議会提出議案１件が提出されております。

以上の５件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、議案第１２９号、議案第１３０号、議案第１３１号、議案第１３２号、発議第２号を日程に追加し、それぞれ追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、直ちに議題とすることに決定

しました。

議案上程
議案第１２９号～議案第１３２号

議長（市濱等）

追加日程第１、議案第１２９号「請負契約の締結について」から、追加日程第４、議案第１３２号「請負契約の締結について」までの４件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田義法町長。

町長（吉田義法）

それでは、本日、追加提案させていただきます議案４件につきまして、ご説明をさせていただきます。

いずれも請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第１２９号「請負契約の締結について」は、令和７年度６災５６２９号町道満泉寺羽生１号線道路災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、１億４，６８５万円で能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第１３０号「請負契約の締結について」は、令和７年度６災５５３９号町道藤波矢波１号線道路災害復旧工事におきまして、指名競争入札により、１億４，５２０万円で能登町字藤波の株式会社鼎建設と契約を締結するものであります。

次に、議案第１３１号「請負契約の締結について」は、令和７年度災害関連林地崩壊防止事業久田地区復旧工事におきまして、指名競争入札により、１億３，８６０万円で能登町字斉和の株式会社モアグリーンと契約を締結するものであります。

次に、議案第１３２号「請負契約の締結について」は、令和７年度能登町立秋吉公民館改築工事（建築）におきまして、制限付一般競争入札（事後審査型）により、２億６，０４８万円で能登町字松波の株式会社西中建設と契約を締結

するものであります。
　以上、本会議に追加で提出させていただきました議案の提案理由をご説明させていただきました。
　議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（市濱等）
　以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（市濱等）
　ただいま議題となりました議案第１２９号から議案第１３２号の４件の審議方法についてお諮りします。
　議案第１２９号から議案第１３２号の４件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）
　異議なしと認めます。
　したがって、議案第１２９号から議案第１３２号の４件は、全体審議とすることに決定しました。
　これから、質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）
　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。

討　　論

議長（市濱等）
　これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採　　決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第１２９号「請負契約の締結について」

議案第１３０号「請負契約の締結について」

議案第１３１号「請負契約の締結について」

議案第１３２号「請負契約の締結について」

以上の４件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立全員であります。

よって、議案第１２９号から議案第１３２号は、原案のとおり可決されました。

発議第２号

議長（市濱等）

次に、追加日程第５、発議第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」の１件を議題といたします。

提案理由の説明

議長（市濱等）

提案理由の説明を求めます。

１４番　鍛治谷眞一議員。

１４番（鍛治谷眞一）

発議第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明をさせていただきます。

能登町議会は、令和４年１０月に執行された能登町議会議員選挙で、町村合併以来、初めて無投票選挙となりました。また、本年執行された補欠選挙でも１名のみの候補者で、これも無投票選挙となりました。

その背景の一因として、町の現状もあろうかと思います。もとより少子・高齢化、過疎に悩む地方都市の典型にありますが、人口動態で見ると、昨年１月１日の能登半島地震の発生から本年７月１日の１年半で、住民票では１，１７６人の人口減となり、総人口は１万３，１０１人、住民票はそのままで町外へ出ている人も多く、実質はもっと少ないのかもしれません。４０代以下に限ると１１．８％の減であり、逆に高齢化率は５３．２％で、７５歳以上が３割を超えます。

以上のように、能登半島地震、奥能登豪雨災害が人口流出に拍車をかけ、大変な局面の渦中にあります。

このような事実を直視して、今こそ私たち能登町議会は、自らの襟を正し、少数精鋭で組織再編に臨むべく、現行１４名の議員定数を２名減じて１２名とする条例を提言したいと思います。

なお、報酬に関しては、若い子育て世代や家庭を預かる主婦の方、何よりも町政に参画したいという意欲のある方のことも鑑みて、町当局報酬審議会での議論もあればと希望いたします。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、私の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（市濱等）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

馬場議員、賛成ですか、反対ですか。

（「反対」の声あり）

議長（市濱等）

４番　馬場議員。

４番（馬場等）

それでは、発議第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」、私は、反対の立場から討論をいたします。

私は、定数削減を今この時点で行うべきでないと考えます。理由は３つあります。

第１に、震災後の時期に議会機能を弱めることは危険である点です。災害時の今こそ、行政への監視や政策提言が一層重要になります。行政は、国や県からの指示や復旧作業を中心に対応せざるを得ません。その中で、地域の実情を理解する議員が住民の声を行政へ届けることは、地域の再建を支える基盤です。この局面で議員定数を削減することは、地域の課題や住民の意見を十分に収集できなくなり、結果、議会機能を弱めることになると考えます。

第２に、成り手不足の課題は、政治への信頼や利害の問題である点です。立候補者が減少している原因の一つは、議員の活動が住民から見えにくく、その価値が十分に評価されていないことにあります。報酬や定数を改定しても根本的な課題の解決にはつながりません。求められるのは、議会活動の可視化と住民との関係再構築です。その信頼が回復すれば、確実に担い手は現れると考えます。

第３に、地方自治の根幹は、声の多様性である点です。地方議会の価値は、

行政組織とは異なり、多様な住民の意見を合意形成に反映させる点にあります。人口の減少を理由に議員を減らす考え方は、多様な住民が意思決定へ関与するという自治の根本理念を弱めるものです。特に、能登町のような合併自治体では、旧町村ごとに生活圏や文化が異なり、議席が減れば拾い切れない声が生じます。地方自治において重視すべきは、全体効率ではなく、地域間の公平性であると私は考えます。

以上を踏まえ、私の結論を申し上げます。

能登町議会に求められているのは、議員定数を減らす決断ではなく、議会の質を高める取組であります。定数削減は、一見すると議会改革のように見えますが、実際には地域社会の基盤を弱める可能性があります。私は、まず議会への信頼を取り戻し、その上で必要な制度の在り方を議論することこそが、今、能登町議会が行うべきだと考えます。

以上、議員定数削減に反対する私の討論といたします。

議長（市濱等）

ほかにありませんか。

５番　田端議員。

５番（田端雄市）

定数削減の提案に対しまして、反対討論がありましたので、私のほうからは賛成の討論を行いたいと思います。

この定数の削減、また現状のままでということであったとしても、議会の中で住民の声をどう議会に反映させていくかということは、先ほど話があったとおり地方自治の根幹に関わる問題であります。その意味では、本当にこの議論をしっかりとできるこの場を、俎上に上げていただいたということに対しましては非常に感謝するものであります。

今ほど削減の話に対しては、３点についてお話がありましたので、これについてひとつ考えてみたいと思います。

一つは、議会の機能が弱まるのではないかということでございましたけれども、これについては、一人一人の活動がどのようになっているのか、それが見えないからこそ、それに対しての心配があるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、私たち一人一人が襟を正して、どのようにして活動をやっていけば町民のためになるのかということを改めて考えていかなくてはいけないということが提示されているというか、私たちに突きつけられている問題であると、このように思います。

また、活動の評価が見えないということにつきましても、本当に一人一人が

私たちの活動がどのようにして町民に届いているのかということが一番大事ではないのかなというようなことが思われます。

そういう意味では、自分たちの意見をしっかりと、地域の意見、少数意見をくみ上げながら、しっかりと議会に届けていくという活動をもっと活発にやっていくということではないかなと、このように思います。

議会の先ほどの監視機能のチェックが弱まっていくということにつきましても、まだまだ議会の中でやることはあるというふうに私は思っております。例えば、予算を計上しているわけですけれども、予算委員会をつくって活動が始まりました。成り手不足の特別委員会以降、予算委員会をつくってやっていくということになりましたけれども、この中に、私たちが単に今までの追認機関としてやってきただけではなくて、どのようにして次のステップに進めていくのか。そのことを考えるためにこそ、予算委員会をどのようにして機能させていくのかということをもっと考える余地があるのではないかということも思います。

また、多様な人材をどのようにして集めていくのかということにつきましては、今回の議論の中ではする場面がなかったわけですけれども、私は、議会モニター制度をしっかりと活用していくことによって、様々な意見を取り入れて、そしてまた様々な意見を糾合することの場をつくることができると思っております。

私たちは、成り手不足の特別委員会で長野県の信濃町へ行きました。そのときに、本当にいい制度だなということで何人かの人が声を上げておられたのは議会モニター制度のことでありました。３０人から４０人の議会に注目してくださる人をしっかりと集めて、そうした人たちの意見を随時に聞きながら、直接伺いながら議会のアドバイスをもらっていく。そういった中で、いろんな様々な意見を取り入れることができると思います。

またもう一つ、議会の改革について言えば、私は政治倫理条例も検討していったほうがいいのではないかというふうに思います。なぜかというならば、政治倫理条例では、簡単に言うと事業者がなかなか議会に入ってこれない形になっております。それを私は、むしろ事業者であればこそ、従業員と家族を抱えた数十人の責任を持っていかなくてはいけないという、そういう立場であればこそ、議会でもっともっと発言をしてもらう、そういう機会をつくるということが大事ではないかなという思いでは、私は、議会の中で政治倫理条例も変えていくということも大きな課題ではないのかなというふうに思っております。

そうしたことの私たちの今やるべき議会の中での改革をもっとさらに進めていくことによって、定数の削減については十分にカバーできる。このように私は考えております。

いずれにしましても、私たちの今取り組もうとしていることは、議会の定数を削減することのみにとらわれるのではなくて、この形をステップにして、住民の福祉の向上に結合させていくことが必要なんだということであろうと思います。

今、私たちは、この削減について、知らなくてはいけないのは、世論がどのような形になっているのかということを知らなくてはいけないのではないかというふうに思います。

私の手元に、近隣自治体の議員の定数が出ております。この資料を見ますと、７年９月３０日現在の資料でありますけれども、我が町は１万３，８９６人で１４名の定員になっておりますけれども、近隣の自治体では１４名というのは一番最高の人数になっています。比較なんですけれども、志賀町が１万７，２２１名で１２名であります。また中能登町、ずっと能登町と同じぐらいの人数で来ていたんですけれども、この震災によって差が出てしまいました。今現在、中能登町は１万６，２８４名が人口でありまして、それに対して議員定数は１２名でずっと来ております。

そういったことを考えますと、なかなか今の１４名を維持しながらやっていくというのは難しいのではないか、このようなことも考えております。近隣の自治体ともよく検討しながら進めていかなくてはいけない課題であると、このように思っております。

最後になりますけれども、１１月１９日に実施されました議会と語ろう会の柳田会場の意見では、議員の定数の削減と、併せて報酬の問題が議論となりました。そのときに、ほとんどの人は議員の定数の削減、そして若い人が出られるような報酬にすべきだと、このような話でございました。

私は、これが今の能登町の町民の意見なんだと、このように考えますし、しっかりとこの方向に向かって、定数削減、そして若い人が入れるような、入りやすいような、そういった議会にしていきたい。

このように決意して、私は賛成として討論を終えます。

ありがとうございました。

議長（市濱等）

ほかにありますか。

１３番　志幸議員。

１３番（志幸松栄）

それでは、馬場さんに続き、反対討論をさせていただきたいと思います。

災害があってから、もう２年過ぎようとしております。いまだに復興の形が

なかなか見えない中で。私は、最優先することが定数問題かなと思って、私は頭の中でクエスチョンを抱いております。

ただし、私たちがこの問題について、このメンバーで２年間、成り手不足の問題、定数の問題で、１３名、１４名で２年間議論してきたわけでございます。その中で、とうとうその問題も形にならないということで、一遍委員会を解散いたしました。その中で、急激にこういう問題が取り沙汰されてきたわけでございます。

私たちは、私も町会をさせていただいて、私の町会議員というものの哲学は、町民の代弁者ということで、私は二十数年、町会議員をやらせていただきました。その中で、代弁者というものについて、今こういう復興がなかなか思うとおりにいってないという中で、この広い範囲の中で、能登町の範囲の中で、定数を減らせば、町民の方々、ましてや賛成者の人の話を代弁させていただきますと、高齢化率がすごく多くなってきております。そういうことで高齢化率も、６５歳以上が５３．２％だと。その中で、７５歳以上が３割か４割かということでございます。だんだんだんだん歩くのもおぼつかなくなるということで、定数を減らせば、この広い荒野の中で、土地の中で代弁者がいなくなるんじゃないかなと思っております。

いろいろと皆さんの話を聞きますと、私の言いたいことは、前回も無投票であったということは、なぜ無投票なのか、それを考えれば余計いいんじゃないかなと。定数を減らせば、ましてや町民の皆さんは、より一層萎縮して、給料の問題も誰か言われましたけど、歳費の問題。単に言えば、こういう問題をにするのは、もう少し、もう１期待っていただければ、きれいな形でいくんじゃないかなと思います。何だか定数を減らせば、私の思いは、議員の代弁者としてのモラルがだんだんだんだん少なくなって、あまり汚い言葉も言われませんけど、報酬の問題とかそういう問題にいくようになるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今もう１期、この問題を通さないで、この形の中で１４名でやっていただきたいなと思います。

私も高齢化でございますので、次回も考えております。そういう中で、若い人たちがどしどしと出席できるような議会を形成していただきたいと思います。

以上です。

議長（市濱等）

ほかにありませんか。

２番　小浦議員。

２番（小浦肇）

先に意見を述べられた方々と、賛成、反対、内容は重複するので、私は賛成意見を簡単かつ明瞭に述べたいと思います。

それでは、私は、この定数削減について、メリット、デメリットという視点で検討しました。

ではメリットとして、１点目、議会改革のきっかけとなるだろう。２点目、人口減に伴う対応になるだろう。３点目、住民の批判や意見に対応できるだろう。この２番、３番は、人が減ったのに議員多いやろう。何しとれん。そういう意見。それの対応ができる。４点目、少数精鋭にて議論が活性化するだろう。この４つを挙げました。

では、デメリットとして、民意の反映が希薄になるだろう。議員が減ることによって、町民の意見を届けるのが難しくなるだろうと。２点目、行政のチェック機能が低下する。３点目、議員の専門性や活動が低下するだろう。４点目、議員になる門戸が狭くなり、さらに成り手不足が進むだろうというこの切り口で、それぞれ４点ずつ考えました。

背反する点があると思いますけれども、特にデメリットについては、議会一丸となって意識改革あるいは行動を改革することによって、デメリットを十分にカバーできるだろう。むしろカバーすべき行動に変わっていく必要があるんだろうなということで、私は賛成といたします。

以上です。

議長（市濱等）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

採　　決

議長（市濱等）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」の１件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）

起立多数であります。

よって、発議第２号は、原案のとおり可決されました。

休　　憩

議長（市濱等）

ここで、暫時休憩いたします。（午前１０時５７分）

再　　開

議長（市濱等）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時１０分再開）

日程の追加
発委第３号

議長（市濱等）

先ほどの議会提出議案、発議第２号「能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」が可決されたことに伴い、議会提出議案が追加提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）

異議なしと認めます。

よって、発委第３号を日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明

議長（市濱等）

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会　鍛治谷眞一委員長。

議会運営委員会委員長（鍛治谷眞一）

提案者ではなく、議運委員長としてご報告いたします。

本会議の場面で提案理由の説明を申し述べます。

それでは、発委第３号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、この提案理由を述べさせていただきます。

先ほど能登町議会議員定数条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、常任委員会委員の定数を改正するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市濱等）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質　　疑

議長（市濱等）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討　　論

議長（市濱等）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（市濱等）
　これで討論を終わります。

採　　決

議長（市濱等）
　これから、採決を行います。
　この採決は、起立によって行います。
　お諮りします。
　発委第３号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の１件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市濱等）
　起立全員であります。
　よって、発委第３号は、原案のとおり可決されました。

休会決議について

議長（市濱等）
　日程第２５「休会決議」を議題とします。
　お諮りします。
　明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市濱等）
　異議なしと認めます。
　したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。
　以上で、令和７年第１０回能登町議会１２月定例会議に付議された議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（市濱等）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田義法町長。

町長（吉田義法）

令和７年第１０回能登町議会１２月定例会議が閉会されるに当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

去る８日から開会されました今定例会議では、令和７年度一般会計補正予算をはじめ多数の重要案件につきまして慎重なるご審議をいただき、いずれも原案どおり可決をいただき、ありがとうございました。

さて、本年は、日本遺産である能登町の誇るキリコ祭りをはじめとする祭礼が町内各地で復活または震災前に近い形で執り行われました。地元の方々の熱気ある勇壮な姿を見ることができ、伝統を守ろうとする強い意思が感じられました。

また、祭礼には、ボランティアグループや学生グループ、また中長期派遣職員の方々の参加も多数見られ、住民との新しい交流も生まれました。この交流が継続し、絆となり、伝統ある祭礼が続いていくことを願ってやみません。遅ればせながら、ご参加いただいた皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。

そして、明日、１２月１８日には、ポケモンごいたが発売されると聞いております。宇出津発祥の伝統娯楽が大人気ゲーム「ポケットモンスター」とコラボレーションされるという、大変うれしく、また大きな出来事であります。

ごいたに関しましては、既に全国に多くの愛好者がおられ、これまでも盛り上がりを見せておりましたが、ポケモンごいたにより、その裾野がさらに広がるものと思われます。祭礼や、そしてごいたといった当町の伝統文化をきっかけに、関係人口や交流人口が拡大されますことは、大変うれしく、また心強く感じております。

今年も残すところあと半月となりました。震災から二度目の正月を迎えようとしています。町民の皆様、そして議員各位におかれましては、亡くなられた方々に哀悼の意をはせながらも、心穏やかにお過ごしいただきたいと思います。

また、日々寒さが増しておりますので、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

散　　会

議長（市濱等）

以上で本日は散会いたします。

ご起立ください。

（一同起立）

議長（市濱等）

お疲れさまでした。

散　会（午前１１時１８分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和７年１２月１７日

能登町議会議長　　市　濱　　等

会議録署名議員　　小　浦　　肇

会議録署名議員　　馬　場　　等